

# 【改定版】あま市緑の基本計画（素案） （第 1 章～第 3 章）

令和 8 年 9 月時点  
あ ま 市



# 目 次

## 第 1 章 緑の基本計画の位置づけと役割

- 1 あま市緑の基本計画とは ..... 1-1
- 2 目標年次と対象区域 ..... 1-2
- 3 改定体制 ..... 1-3
- 4 対象とする緑とその役割 ..... 1-4

## 第 2 章 あま市のこれまでの緑の都市づくり

- 1 あま市の自然・土地利用特性 ..... 2-1
- 2 緑の現況 ..... 2-6
- 3 緑に関する市民の意識 ..... 2-16
- 4 緑に関する新たな視点 ..... 2-29
- 5 これからの緑のまちづくりに向けて ..... 2-35

## 第 3 章 あま市が目指す緑の将来像

- 1 あま市が目指す緑の姿 ..... 3-1
- 2 緑の基本方針 ..... 3-2
- 3 緑の将来像図 ..... 3-5
- 4 緑の目標値 ..... 3-6
- 5 緑の保全・創出・活用の方針 ..... 3-7
- 6 都市公園等の整備と管理の方針 ..... 3-9

## 第 4 章 緑の保全及び緑化の推進のための施策

- 1 施策の体系
- 2 基本施策
- 3 重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区(緑化重点地区)



## 第1章

## 緑の基本計画の位置づけと役割

### 1 あま市緑の基本計画とは

#### (1) あま市緑の基本計画とは

あま市緑の基本計画（以下、「本計画」という。）とは、都市緑地法第4条に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、「第2次あま市総合計画後期基本計画」や「あま市都市計画マスタープラン」、愛知県が定める「愛知県広域緑地計画」に基づき定めるものです。

#### (2) 計画改定の目的

本計画は、あま市（以下、「本市」という。）の緑に関する社会情勢の変化に柔軟に対応した、緑の都市づくりの指針として令和4（2022）年に策定しました。

本計画の策定から約5年が経過し、各種施策の進捗や社会情勢の変化が見られ、上位計画にあたる「第2次あま市総合計画（令和4（2022）年策定）」の中間見直しとして令和9（2027）年に後期基本計画が策定されたことから、これらを反映し本計画の中間改定を行います。

#### 緑の基本計画（旧計画）の策定

本市では、これまで策定された緑の基本計画に基づき、都市公園や街路樹の整備・管理等の緑に関する様々な取り組みを実施し、緑の都市づくりを推進してきました。

#### 旧計画策定後の約25年間で変化した、本市の緑を取り巻く社会経済情勢

旧計画が策定されてからの約25年間で、本市の緑を取り巻く社会経済情勢が変化しました。

- ・人口減少、超高齢社会の進展
- ・都市公園等の公園施設に関する維持管理費の増大
- ・大規模自然災害に対する意識の高まり
- ・多様化するライフスタイルと市民ニーズの変化
- ・都市緑地法、都市公園法、生産緑地法等の緑に関する法律の改正（平成29（2017）年7月改正）
- ・グリーンインフラに関する取り組みの推進
- ・愛知県広域緑地計画の改訂（平成31（2019）年3月）

等

#### あま市緑の基本計画（2022-2032）の策定（令和4年）

上記の社会経済情勢等の変化に柔軟に対応した緑の都市づくりへと転換するとともに、地球環境やSDGs等も考慮した緑の都市づくりの指針として、本計画を策定しました。

#### 本計画策定後の約5年間で変化した、本市の緑を取り巻く各種施策の進捗・社会経済情勢

現行計画が策定されてからの約5年間で、本市の緑を取り巻く各種施策の進捗や社会経済情勢の変化が見られ、これらの変化に対応した緑の都市づくりが求められています。

##### <各種施策の進捗>

- ・新庁舎の建設

- ・都市計画税を令和9年度から導入

##### <社会経済情勢の変化>

- ・気候変動対策への意識の高まり
- ・生物多様性及び生態系サービスの悪化
- ・Well-beingの向上に資する緑の価値の変化
- ・官民連携による緑地確保の取り組みの推進

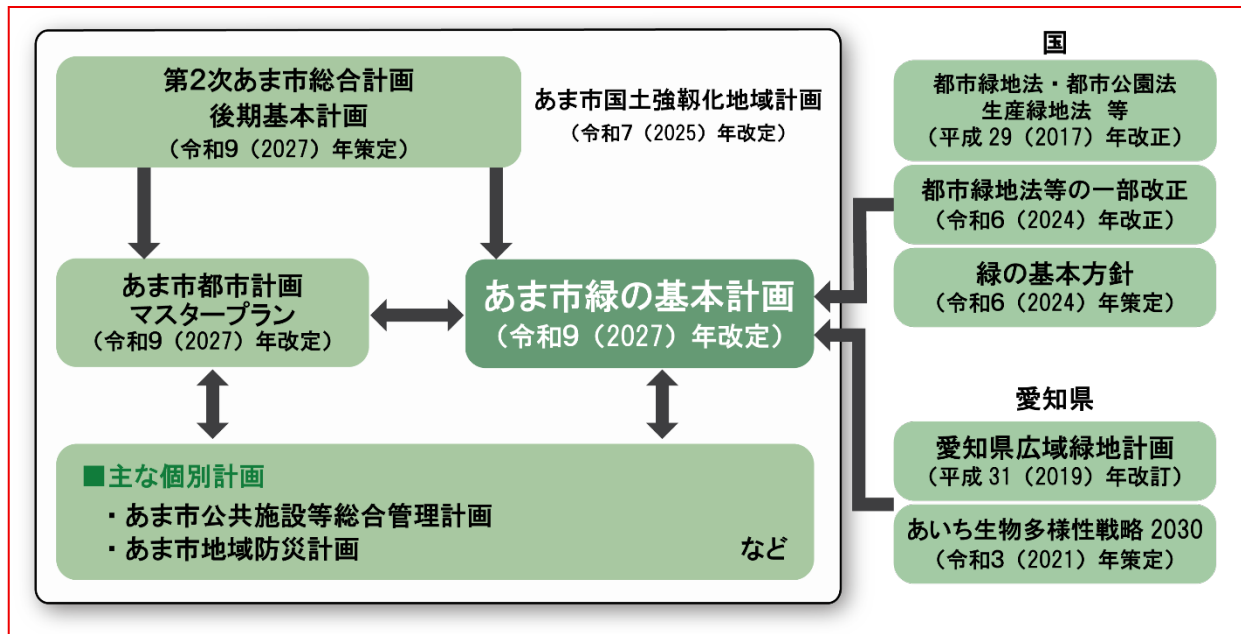
- ・都市緑地法等の緑に関する法律の一部改正と「緑の基本方針」の策定（R6.12）
- ・グリーンインフラの実装化に向けた取り組みの推進

#### あま市緑の基本計画（2022-2032）の改定（令和9年）

- ① 計画策定後の社会経済情勢等の変化へ柔軟に対応し、次の5年間のまちづくりを計画的に進めていけるように計画を見直します。
- ② 現行計画の進捗状況を検証し、着実に計画が実施されるよう内容を見直します。

### (3) 位置づけ

本市の最上位計画である「第2次あま市総合計画後期基本計画」や個別計画と本計画の関係は、下図のとおりです。



## 2 目標年次と対象区域

### (1) 目標年次

本計画は、あま市都市計画マスタープランとの整合を図り、基準年次を令和4(2022)年とし、10年後の令和14(2032)年を目標年次とします。

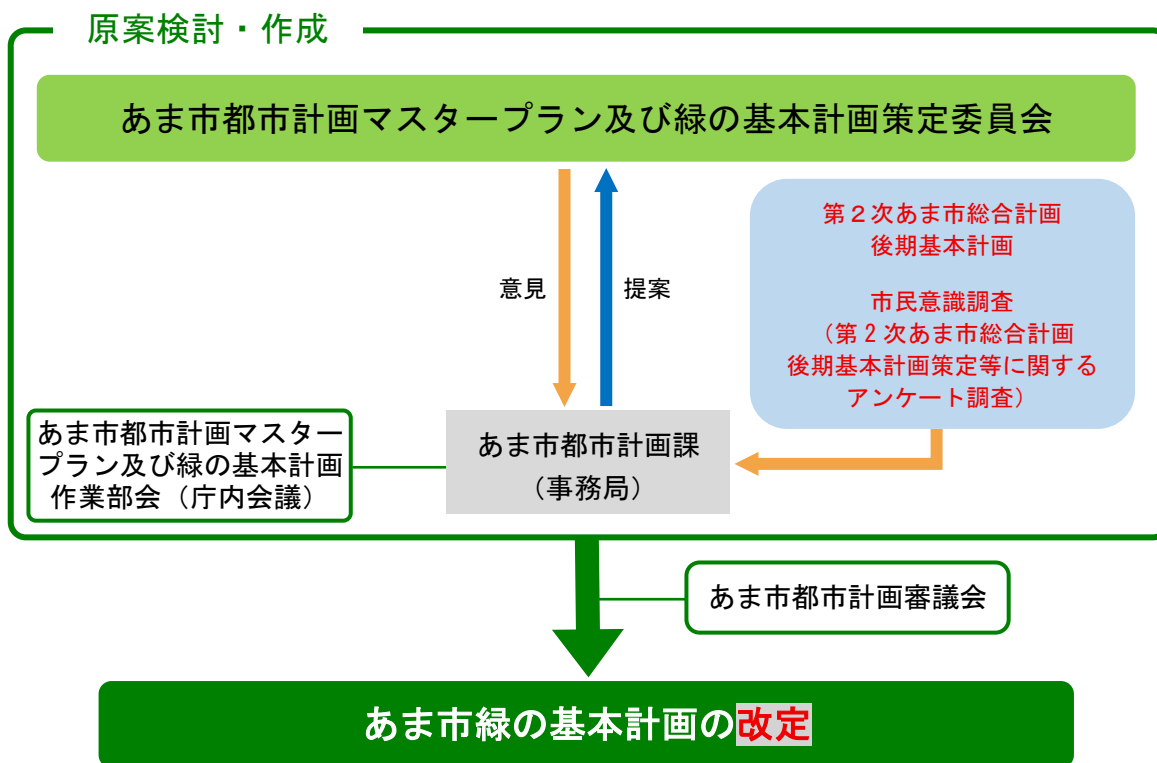
また、社会経済情勢の変化や総合計画等との整合を図るため、~~概ね5年後の~~令和9(2027)年を中間年次とし、~~必要に応じて~~計画の見直し・検証を行います。

### (2) 対象区域

本計画の対象区域は、本市全域(都市計画区域約2,749ha)とします。また、本計画の推進にあたっては、本市のみならず、隣接市町も含めた広域的な交流・連携についても考慮します。

### 3 改定体制

本計画の改定にあたっては、市民や地元関係団体代表等から構成される「あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会」、市民意識調査を通して、市民の意見を十分に反映しつつ改定します。



## 4 対象とする緑とその役割

### (1) 計画における「緑」

本計画では、公園や緑地、街路樹、広場等のオープンスペース、河川等の水辺空間、学校等の公共施設の緑地、社寺林や農地等の民有緑地等、都市の緑に関する空間全体を「緑」として扱います。



森ヶ丘公園



リバーサイドガーデン



蟹江川



甚目寺東小学校



社寺林：八剱社



農地

### (2) 緑が持つ主な機能

緑が持つ主な機能は、以下のとおりです。

#### 環境保全機能

生物多様性維持、都市気象や騒音・振動の緩和、大気汚染の浄化 等

#### レクリエーション機能

休養や遊戯、散策等の余暇空間の確保 等

#### 防災機能

避難地・避難路、防風・延焼防止、騒音防止、緩衝緑地 等

#### 景観形成機能

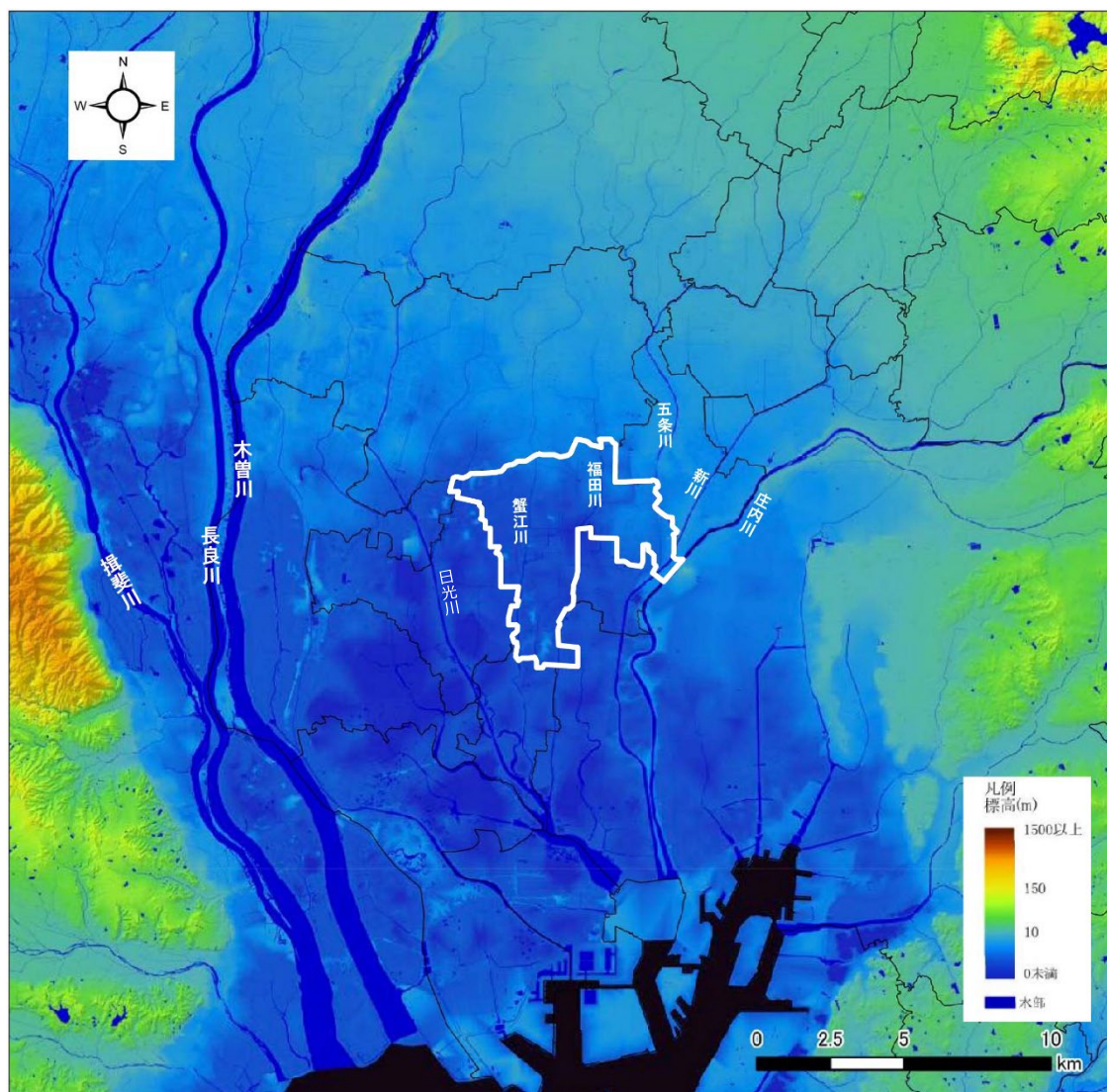
美しい都市景観・自然景観の創出、個性と魅力ある地域づくり 等

## あま市のこれまでの緑の都市づくり

## 1 あま市の自然・土地利用特性

### (1) 地形

本市は、ほぼ全域が海拔ゼロメートル以下となっており、広大な濃尾平野とそこを流れる河川の恩恵を受けています。

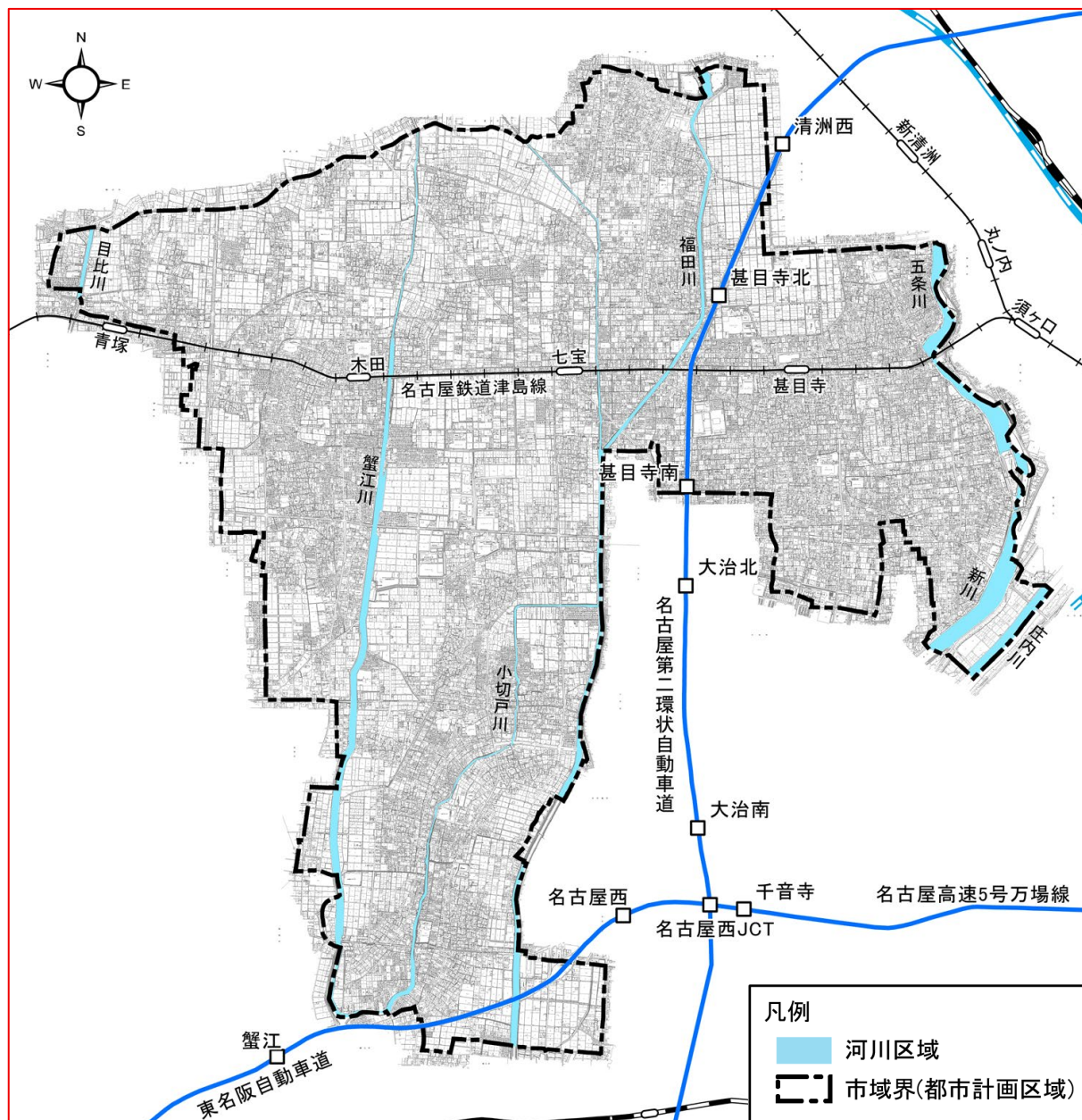


資料：国土地理院 デジタル標高地形図【愛知県】技術資料番号：D1-No. 965

## ■地形特性

## (2) 河川

市内には南北方向に庄内川や新川、五条川、蟹江川、福田川、小切戸川、目比川等の河川が流れており、本市の自然軸を形成しています。

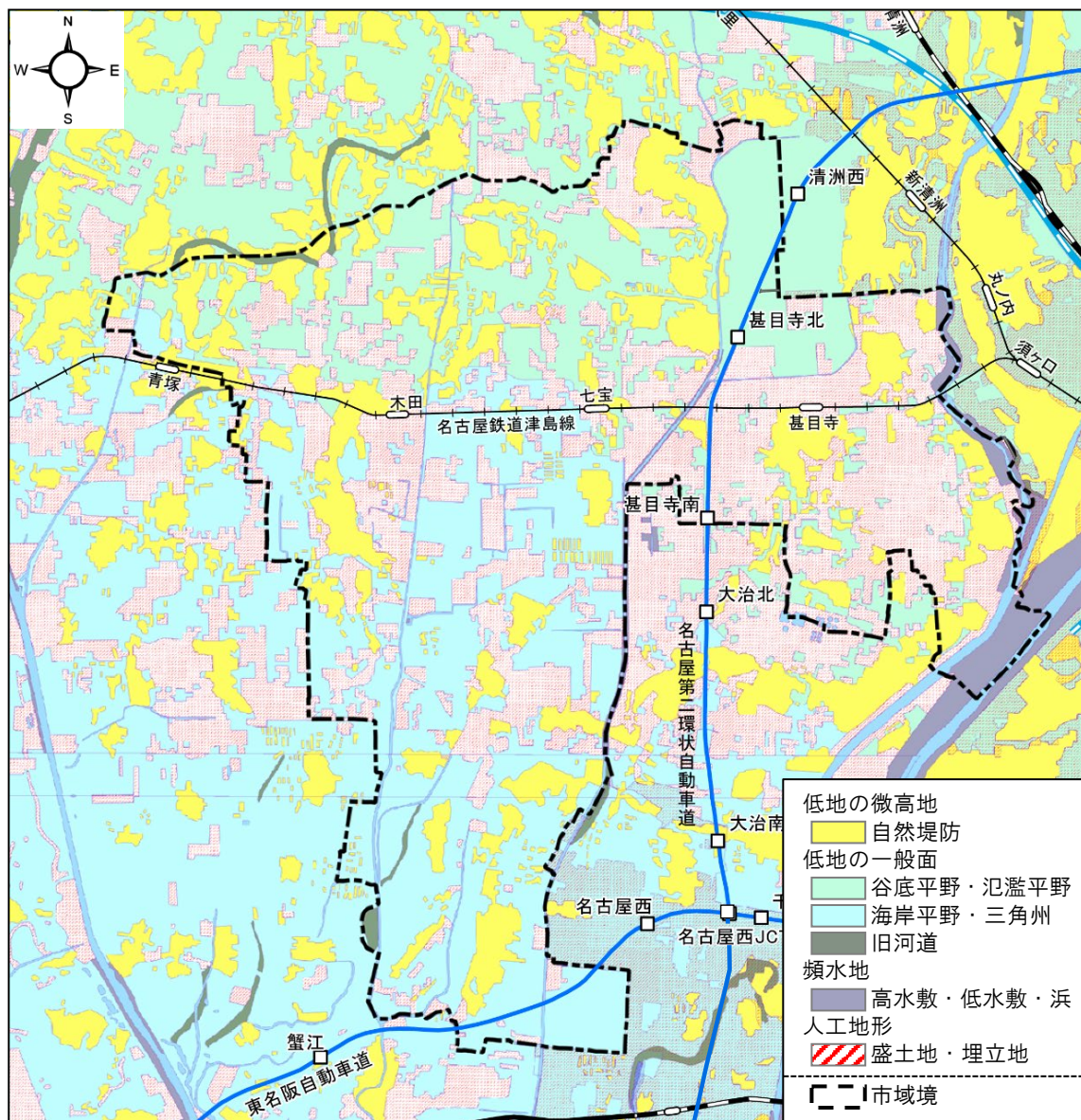


資料：国土数値情報

■河川分布

### (3) 地形特性

本市の土地条件は、北側に谷底平野・氾濫平野、南側に海岸平野が広がるほか、市域全体に自然堤防や低地に土を盛って造成した平坦地である盛土地・埋立地が分布しています。



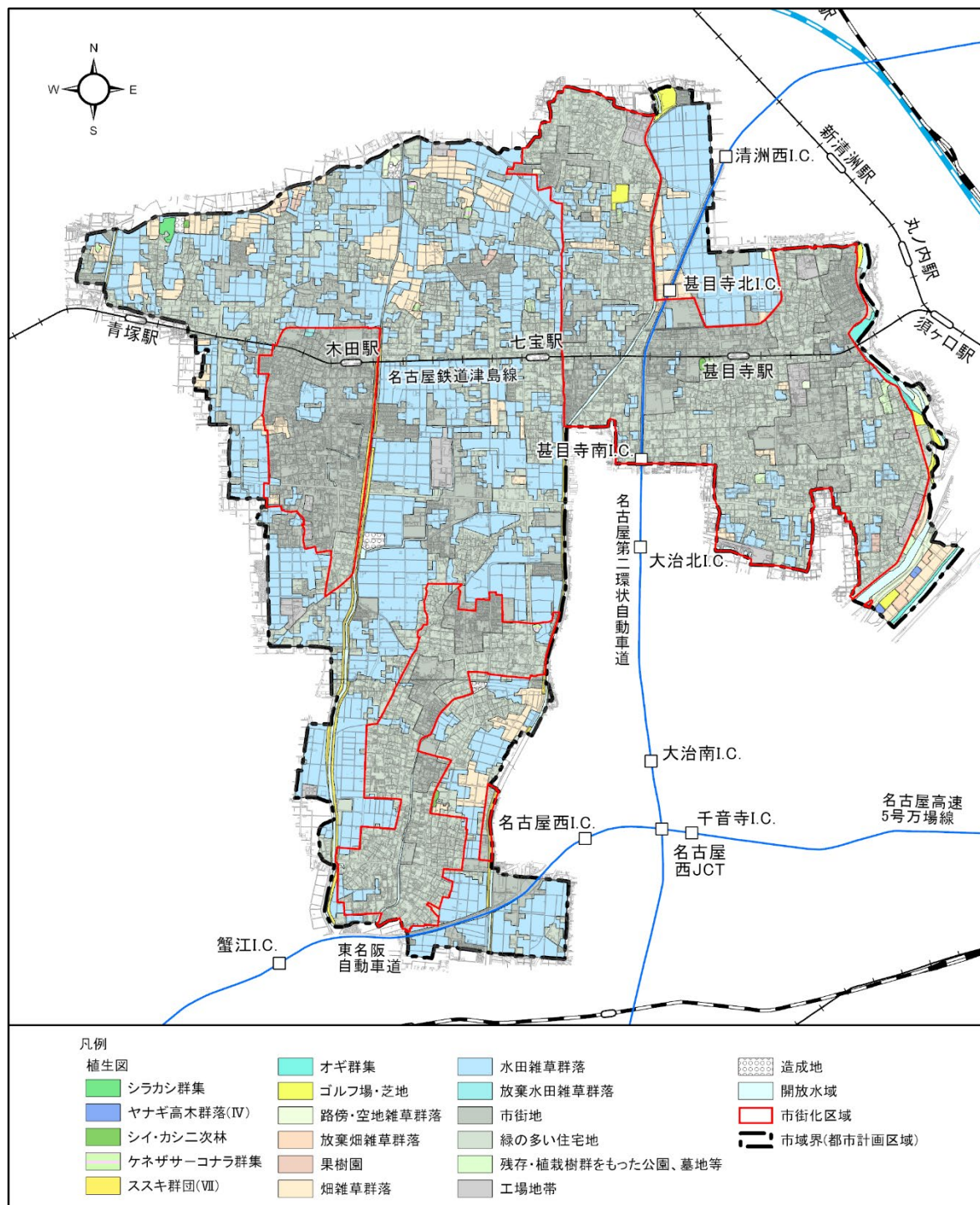
資料：国土地理院「土地の成り立ち・土地利用（数値地図 25000（土地条件））」

■土地条件図

#### (4) 植生特性

本市の植生は緑の多い住宅地、水田雑草群落及び市街地が市域の約9割を占めています。

また、市街化区域内の大部分を緑の多い住宅地及び市街地が占めている一方、市街化調整区域では水田雑草群落や緑の多い住宅地、市街地、畑雑草群落が分布しています。

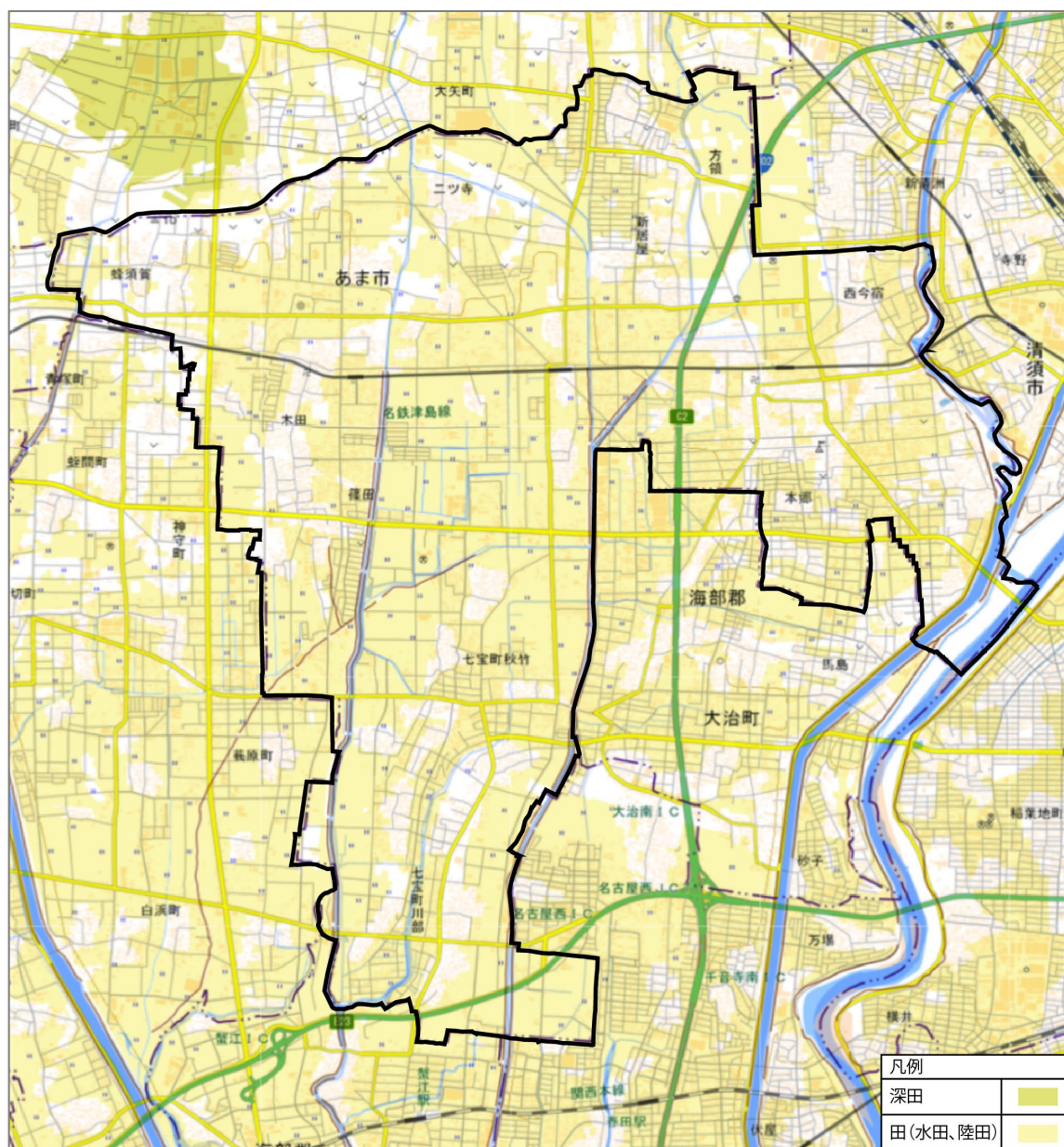


資料：「1/2.5万植生図 GIS データ（蟹江、清洲）」環境省生物多様性センター（平成22（2010）年時点）

#### ■ 植生分布

## （５）明治期の低湿地

明治期に作成された地図を基に当時の低湿地の分布状況を見ると、明治期には市内の広範囲が低湿地であったことが分かります。低湿地とは、河川や湿地、水田、葦の群生地等「土地の液状化」との関連が深いと考えられる区域です。



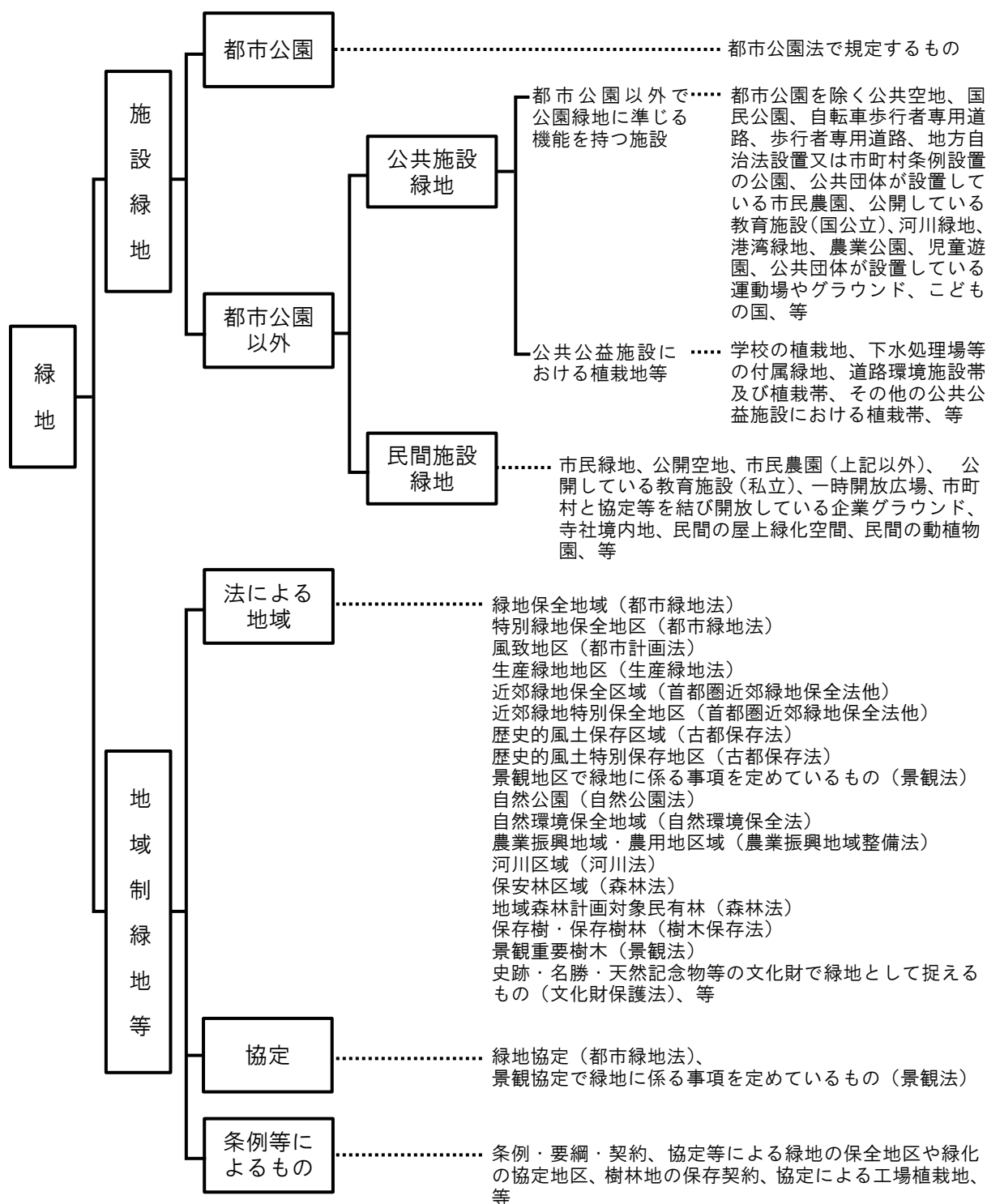
資料：国土地理院（明治期の低湿地）

■明治期の低湿地

## 2 緑の現況

### (1) 緑地の分類

施設緑地とは、都市公園法で規定される「都市公園」と公共施設緑地や民間施設緑地が含まれる「都市公園以外」に大きく区分されます。ここでは、①都市公園等（都市公園と公共施設緑地）、②民間施設緑地について、それぞれの現況を示します。



出典：新編 緑の基本計画ハンドブック

## (2) 施設緑地の現況

### ① 都市公園等

都市公園には、街区公園や近隣公園、都市緑地や広場公園があり、本市では 56 箇所／13.11ha 整備されています。市民一人当たりの公園面積は 1.50 m<sup>2</sup>/人と、国の標準値である 10.0 m<sup>2</sup>/人や愛知県の平均値 8.09 m<sup>2</sup>/人（令和 5（2023）年度末現在）を大きく下回っています。

公共施設緑地には、ちびっこ広場や児童遊園、小中学校の運動場、行政が管理するグラウンドがあり、114 箇所／57.26ha 整備されています。都市公園が少ない七宝地区では、ちびっこ広場や児童遊園が子ども達の貴重な遊び場となっており、都市における緑地として重要な役割を担っています。

都市公園等（都市公園と公共施設緑地）は、170 箇所／70.37ha 整備されており、市民一人当たりの都市公園等面積は 8.03 m<sup>2</sup>/人となっています。

#### ■都市公園の現況

※令和 8（2026）年 4 月 1 日現在

| 項目                    |         | 箇所  | 面積 (ha) | m <sup>2</sup> /人 |
|-----------------------|---------|-----|---------|-------------------|
| 都市公園                  | 街区公園    | 25  | 5.14    | —                 |
|                       | 近隣公園    | 2   | 4.93    | —                 |
|                       | その他公園緑地 | 29  | 3.04    | —                 |
| 都市公園 合計               |         | 56  | 13.11   | 1.50              |
| 公共施設緑地                | ちびっこ広場  | 67  | 4.66    | —                 |
|                       | 児童遊園    | 10  | 0.50    | —                 |
|                       | 学校      | 17  | 35.35   | —                 |
|                       | グラウンド   | 15  | 10.98   | —                 |
|                       | 公共施設    | 5   | 5.77    | —                 |
| 公共施設緑地 合計             |         | 114 | 57.26   | 6.53              |
| 都市公園等（都市公園＋公共施設緑地） 合計 |         | 170 | 70.37   | 8.03              |

#### ■該当する主な公園・緑地



森ヶ丘公園（近隣公園）



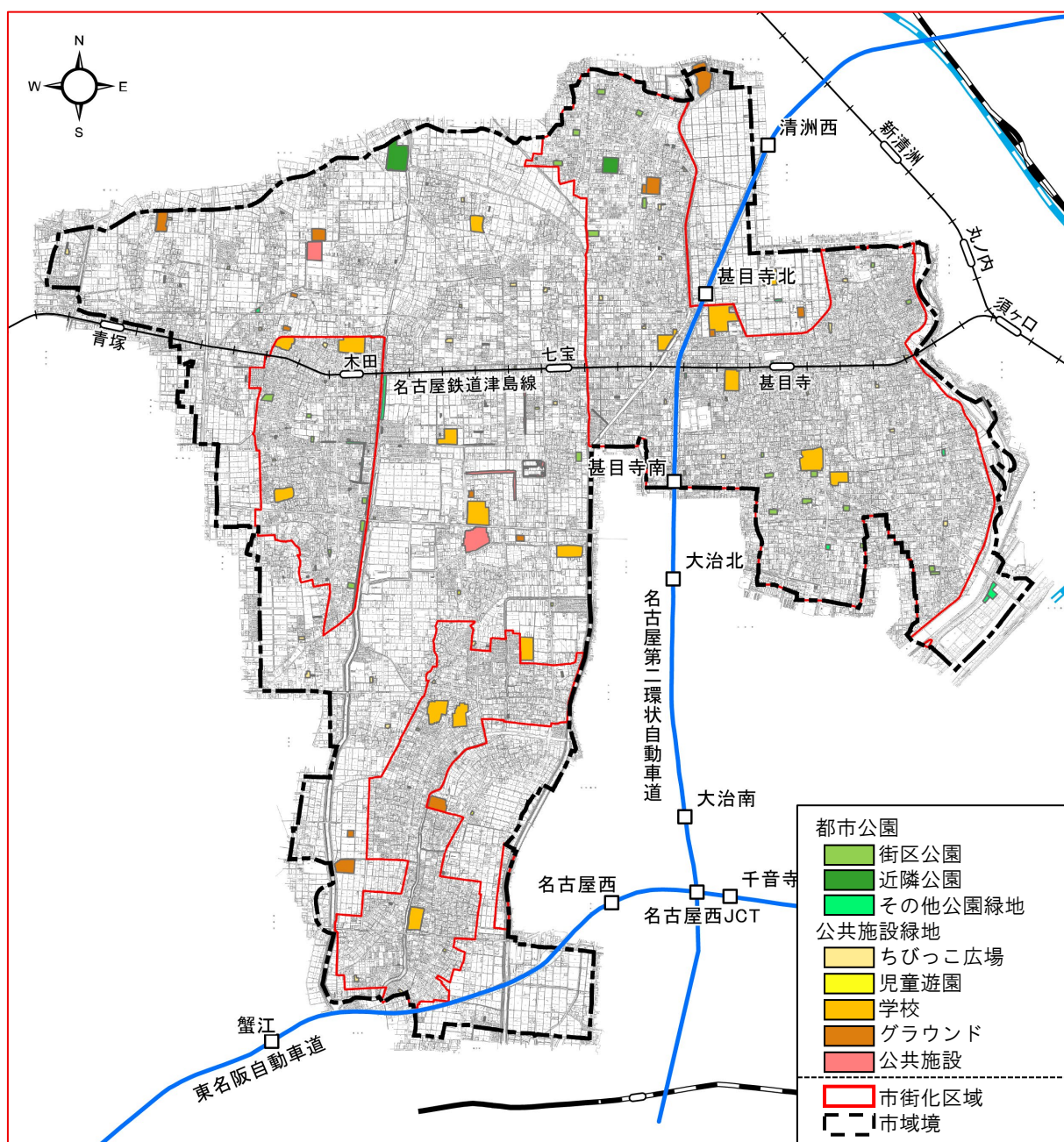
リバーサイドガーデン（その他公園緑地）



鯉橋ちびっこ広場



七宝焼アートヴィレッジ（公共施設）



出典：あま市資料

# ■都市公園等の分布状況

## ② 民間施設緑地

民間施設緑地としては本市の貴重な歴史的・文化的資源である甚目寺観音や蓮華寺等の社寺林があり、市内に 129 箇所／27.36ha 存在します。まとまった樹林地がない本市においては、環境面や景観面において重要な緑地となっています。

### ■民間施設緑地の現況

※令和 8（2026）年 4 月 1 日現在

| 項目        |       | 箇所  | 面積（ha） | m <sup>2</sup> /人 |
|-----------|-------|-----|--------|-------------------|
| 民間施設緑地    | 寺社境内地 | 129 | 27.36  | —                 |
| 民間施設緑地 合計 |       | 129 | 27.36  | 3.12              |

### ■該当する主な緑地



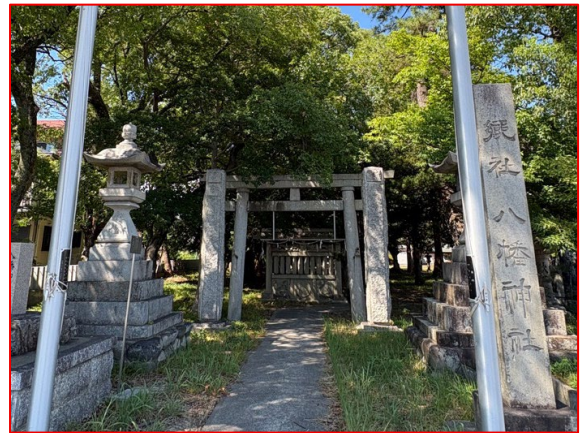
甚目寺観音



蓮華寺



萱津神社



八幡神社



### (3) 地域制緑地の現況

地域制緑地とは、緑地保全地域や生産緑地地区、農業振興地域農用地区域等の「法によるもの」、緑地の保全地区や緑化の協定地区等の「条例によるもの」のほか、緑地協定等の協定で定めるものに区分されます。

本市では、「法によるもの」として生産緑地地区や農業振興地域農用地区域、河川区域、名勝・天然記念物、史跡・指定文化財と、「条例によるもの」として愛知県自然環境保全地域があり、総面積は522.13haとなっています。

#### ■地域制緑地の現況

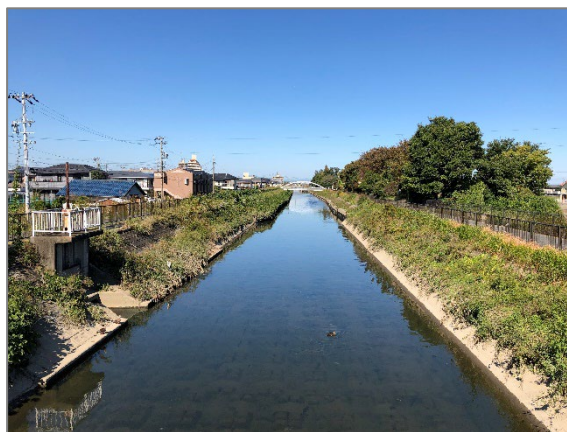
※令和8(2026)年4月1日現在

| 項目         |                      | 箇所 | 面積 (ha) | m <sup>2</sup> /人 |
|------------|----------------------|----|---------|-------------------|
| 法によるもの     | 生産緑地地区               | 78 | 7.74    | —                 |
|            | 農業振興地域農用地区域          | —  | 414.10  | —                 |
|            | 河川区域                 | 7  | 97.16   | —                 |
|            | 名勝・天然記念物<br>史跡・指定文化財 | 6  | 1.02    | —                 |
| 法によるもの 合計  |                      | 91 | 520.02  | 59.32             |
| 条例によるもの    | 愛知県自然環境保全地域          | 1  | 2.21    | —                 |
| 条例によるもの 合計 |                      | 1  | 2.21    | 0.25              |
| 重複分        |                      | 1  | 0.10    | —                 |
| 地域制緑地 合計   |                      | 91 | 522.13  | 59.56             |

#### ■該当する主な緑地



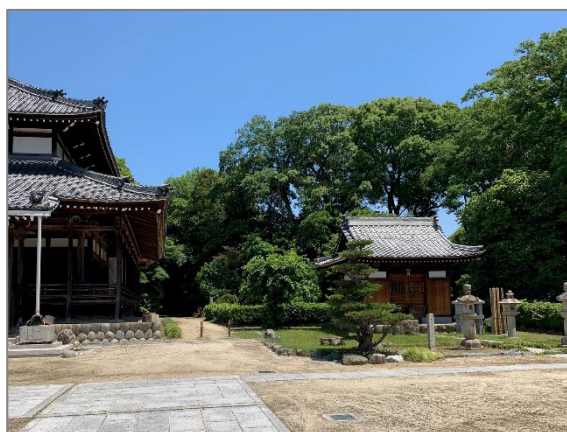
農業振興地域農用地区域



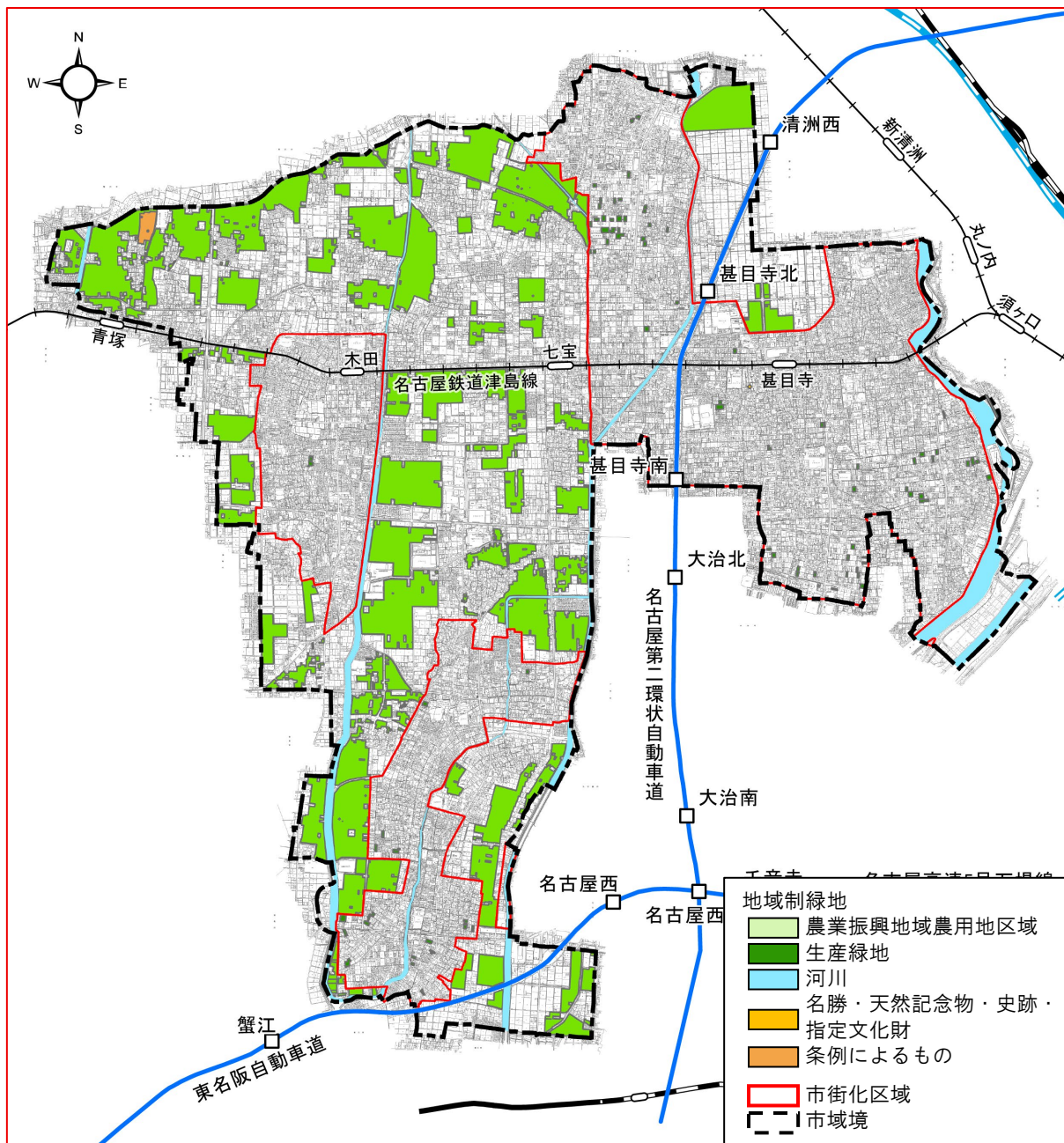
蟹江川



七宝焼原産地道標（史跡）



蓮華寺寺叢（じそう）（愛知県自然環境保全地域）



資料：あま市資料

## ■ 地域制緑地の分布状況

### 愛知県自然環境保全地域：蓮華寺寺叢（じそう） —木曾川の自然堤防と常緑広葉樹林—

蓮華寺は、木曾川の砂の堆積により形成された自然堤防の小丘に立地しており、今でも自然堤防の名残を見ることができます。

古くからそのままの姿で守られてきた蓮華寺寺叢（じそう）は、この地方が開発される以前の本来の自然植生を見ることができる森となっています。各地で開発が進む中、このような環境は貴重な存在となっています。林内には、イチイガシ、シラカシ、クロガネモチ等の高木が自生し、樹齢も高く老木となっています。

参考：愛知県 HP



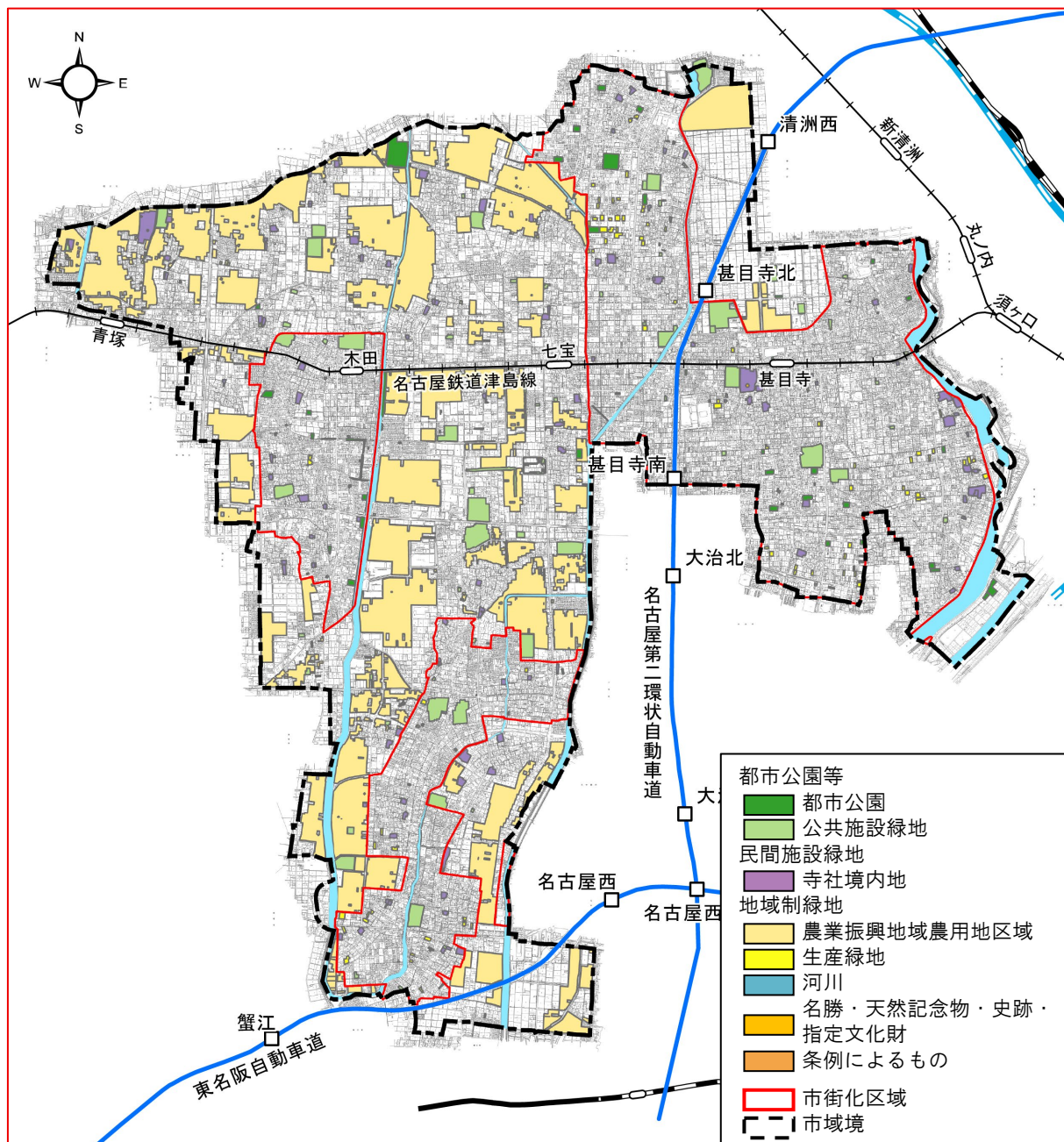
1：自然堤防の小丘、2：全景、3：蓮華寺

## ■緑地現況量（総括）

市内の緑地面積は合計 618.33ha、緑地率は 22.49%となっています。

※令和 8（2026）年 4 月 1 日現在

| 項目                          |          |          | 箇所      | 面積 (ha) | m <sup>2</sup> /人 |
|-----------------------------|----------|----------|---------|---------|-------------------|
| 施設緑地                        | 都市公園等    | 都市公園     | 56      | 13. 11  | 1. 50             |
|                             |          | 公共施設緑地   | 114     | 57. 26  | 6. 53             |
|                             |          | 都市公園等 合計 | 170     | 70. 37  | 8. 03             |
|                             | 民間施設緑地   |          | 129     | 27. 36  | 3. 12             |
|                             | 施設緑地 合計  |          | 299     | 97. 73  | 11. 15            |
| 地域制緑地                       | 法によるもの   |          | 91      | 520. 02 | 59. 32            |
|                             | 条例によるもの  |          | 1       | 2. 21   | 0. 25             |
|                             | 重複分      |          | 1       | 0. 10   | —                 |
|                             | 地域制緑地 合計 |          | 91      | 522. 13 | 59. 56            |
| 重複分                         |          |          | 3       | 1. 53   | —                 |
| 緑地 総計                       |          |          | 387     | 618. 33 | 70. 53            |
| 人口 ※令和 8 (2026) 年 4 月 1 日現在 |          |          | 87, 668 |         |                   |
| 市域面積 (ha)                   |          |          | 2, 749  |         |                   |
| 緑地率 (%)                     |          |          | 22. 49  |         |                   |



出典：あま市資料

■緑地現況図

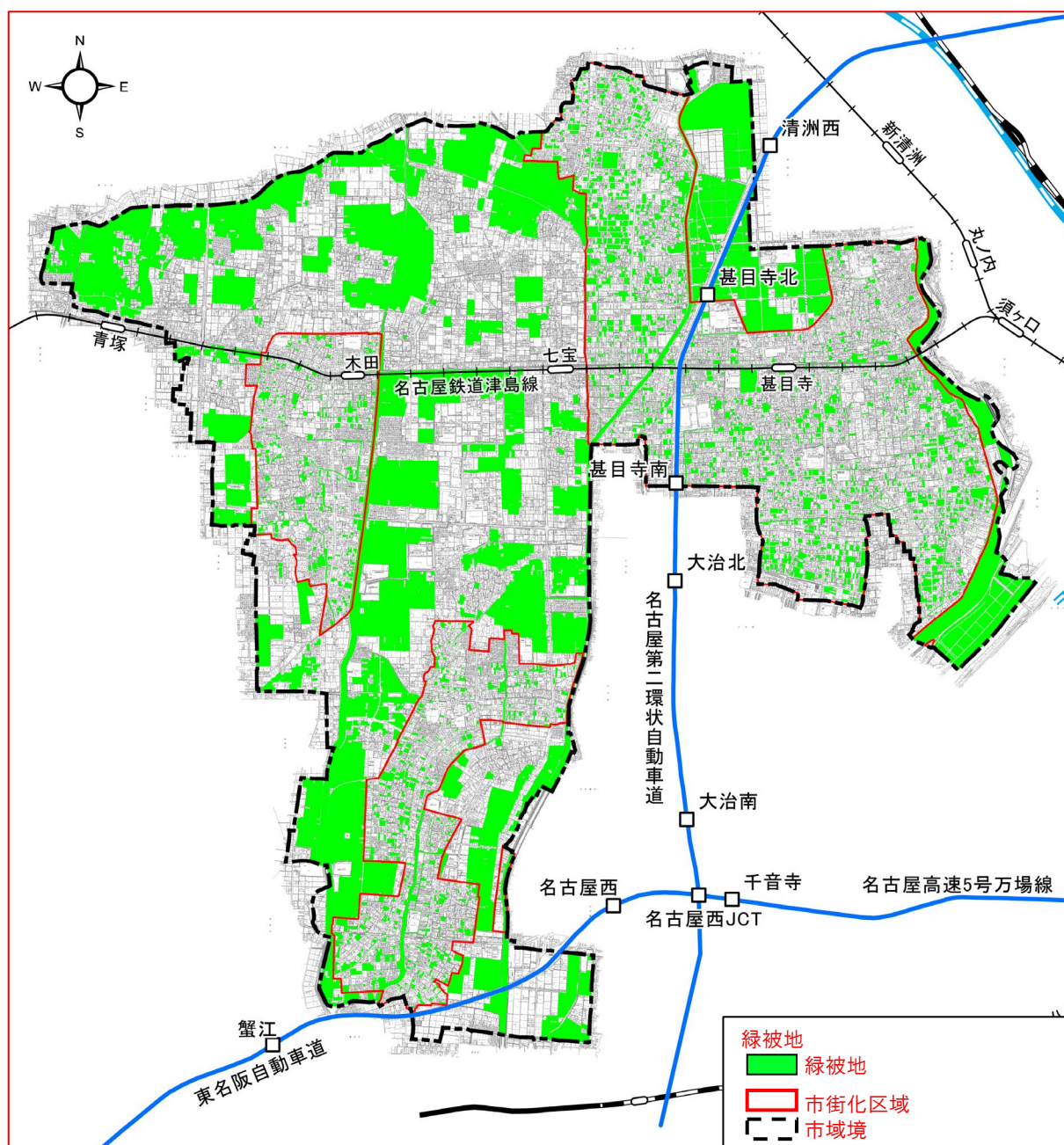
#### (4) 緑被の現況

緑被率は、樹木や草木、農作物、水面などの緑で覆われている土地の面積の割合を指します。  
本市の緑被率は、市全域で 36.15% となっています。

##### ■緑被率の現況

※令和 8 (2026) 年 7 月調査時点

| 項目        | 市全域 (ha) |
|-----------|----------|
| 緑被地 合計    | 993.70   |
| 区域面積 (ha) | 2,749    |
| 緑被率 (%)   | 36.15%   |



出典：令和 5 年都市計画基礎調査、あま市資料

##### ■緑被現況図

### 3 緑に関する市民の意識

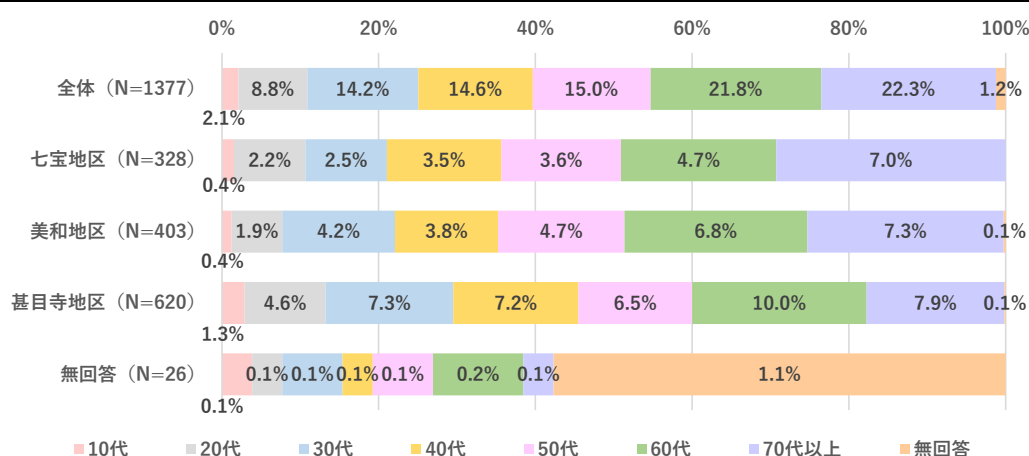
本計画の策定にあたり、市民の意見や要望をプランに反映させるため、令和2（2020）年に『あま市都市計画マスタープラン』及び『あま市緑の基本計画』策定に係る市民アンケート調査を実施しました。また、令和8（2026）年には「第2次あま市総合計画後期基本計画」の策定にあたり、「第2次あま市総合計画後期基本計画策定等に関するアンケート調査」を実施しています。主な調査結果は次頁以降で示します。（※「回答者数＝N」と表記）

#### ①『あま市都市計画マスタープラン』及び『あま市緑の基本計画』策定に係る市民アンケート調査 ※以下、「令和2年調査」とする。

【調査期間】 令和2（2020）年9月17日（木）～9月30日（水）

【調査対象】 満18歳以上の市民3,000名（無作為抽出）

【回収数 / 配布数（回収率）】 1,377 / 3,000（45.9%）

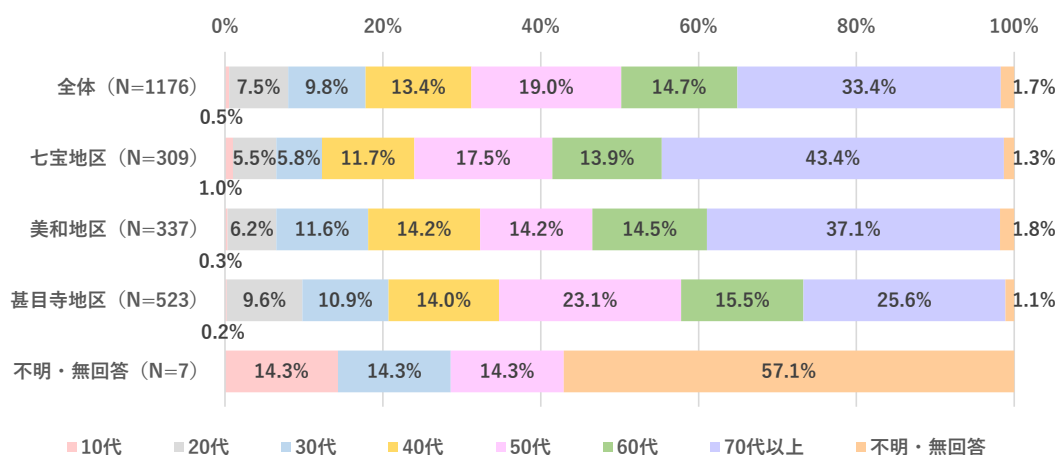


#### ②第2次あま市総合計画後期基本計画策定等に関するアンケート調査 ※以下、「令和8年調査」とする。

【調査期間】 令和8（2026）年1月22日（木）～2月6日（金）

【調査対象】 満18歳以上の市民3,000名（無作為抽出）

【回収数 / 配布数（回収率）】 1,176 / 3,000（39.2%）



【結果概要】 ※（）内は次頁以降の質問番号を示す

【Ⅰ あま市の緑について】歴史・文化資源などの緑に魅力を感じる一方、緑の満足度は低い

- ・あま市を「緑豊かなまち」だと思ふ人や、地域の緑の量を「多い・やや多い」と考える人の割合は半数以下であり、**市民の緑に対する意識は低い傾向**にあります。（１、３）
- ・緑が持つ重要な機能は「心身の安らぎの場」が最も多く、身近な場所であれば良いと思う緑の空間として「散歩やジョギングができる緑道」「子どもが遊べるような公園」「ゆったりと休憩できる場所」が多いことから、**緑に対して健康増進や休息、子育てなどに日常的に利用できる空間を求める傾向**があります。（２、５）
- ・地域で気に入っている緑は「神社やお寺の緑」や「水田や畑など、農地の緑」が多く、暮らして感じる魅力として「豊かな自然」が上位にあることから、**地域の歴史・文化や農地などの身近な緑に魅力を感じる市民が多い**と考えられます。（４、７）
- ・地域で不足している緑として、令和２年調査・令和８年調査ともに「公園や緑地の緑」や「街路樹や緑道の緑」といった**公共緑地の不足**が多く挙げられています。（６）
- ・**自宅周辺の緑に対する満足度は、満足より不満に感じる割合がやや多い**です。（８）
- ・河川や農地等の保全に対する満足度は、満足に感じる割合が増えているものの、満足より不満に感じる割合が多いため、今後も**河川や農地等の保全が必要**です。（９）

【Ⅱ あま市の公園施設について】利用したい身近な公園が不足

- ・令和２年調査・令和８年調査ともに、**公園・緑地の整備等に対する満足度は、不満に感じる市民の割合が多い**です。（１０）
- ・市内の公園を「あまり利用しない」人が半数以上を占めており、主な理由として「近くに公園がない」「公園でやりたいことがない」「利用したい施設がない」が挙がっており、**市民が利用したいと思う身近な公園が不足している傾向**があります。（１１、１２）
- ・よく利用する公園として、「森ヶ丘公園」「七宝焼アートヴィレッジ」「戸田川緑地公園」「国営木曽三川公園」等、**市外は規模の大きな施設**が挙がっています。（１３）

【Ⅲ あま市の緑に関する取組みについて】防災機能強化や既存公園再整備などへの要望が高い

- ・令和２年調査の【緑のまちづくりを進める上で重点的・優先的に進めるべき取組み】で最も回答率が高い項目は「防災機能を備え、一日中遊べる大規模な公園の整備」、令和８年調査の【公園・緑地などの整備においてこれからのまちづくりで重要だと思う取組み】で最も回答率が高い項目は、「新たな公園・緑地を確保するよりも、災害時に避難所として活用できるようにするなど、今ある公園・緑地を再整備する」となっており、**防災機能を有する公園・緑地の整備に対する要望や、既存公園の再整備に対する要望**が高くなっています。（１４、１５）
- ・緑のまちづくりを進める上で重点的・優先的に進めるべき取組みとして「身近に利用できる公園の整備」や「安全かつ快適にウォーキングできる遊歩道の整備」、「公園や緑地、街路樹などの適正な維持管理」が上位に挙げられていることから、**ハード・ソフト両面による取組みの要望**が高くなっています。（１４）

【Ⅳ あなたの緑に関する取組みについて】市民の緑に関する取組みへの参加意向あり

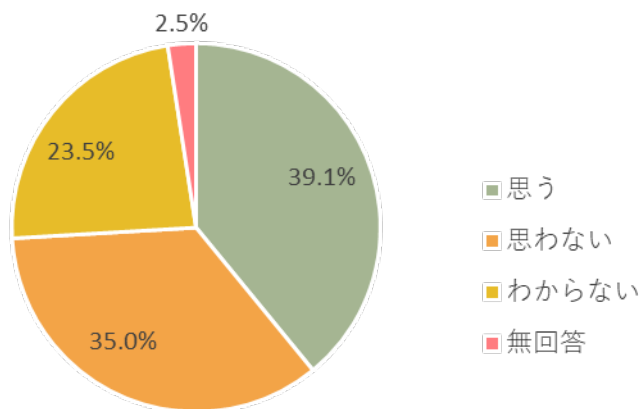
- ・緑に関する取組みや地域活動に対して、現状で参加していないが参加したいと考える人は令和２年調査では 7.1%、令和８年調査では 26.0%と一定数います。「あいち森と緑づくり税」の活用を今後考えている市民も 6.0%と少数ながら意向のある市民がいます。令和８年調査で市民協働が必要と思う割合が半数以上を占めていることから、**取組みへの参加意欲や制度の活用意欲がある市民を巻き込む仕組みづくりが必要**です。（１６、１７、１８、１９）

## 【Ⅰ あま市の緑について】

### 1. あま市は「緑豊かなまち」だと思いますか。（単一回答）

「緑豊かなまち」だと思う人・思わない人はどちらも約40%程度となっています。

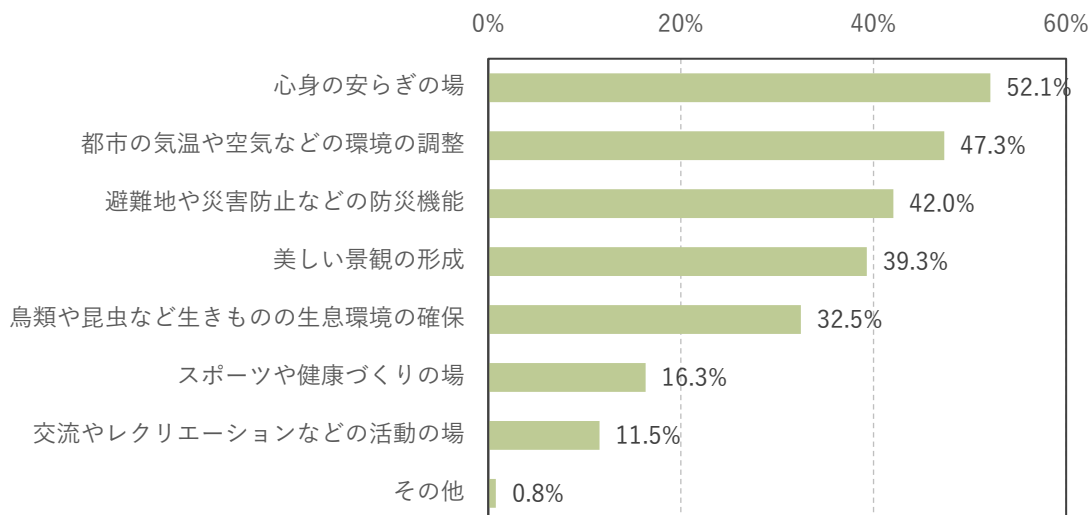
■ 令和2年調査（N=1,377）



### 2. 緑が持つさまざまな役割や機能のうち、特に重要と考えるもの（3つまで回答）

重要だと思う機能として、「心身の安らぎの場」（52.1%）が最も多く、次いで「都市の気温や空気などの環境の調整」（47.3%）、「避難地や災害防止などの防災機能」（42.0%）となっています。

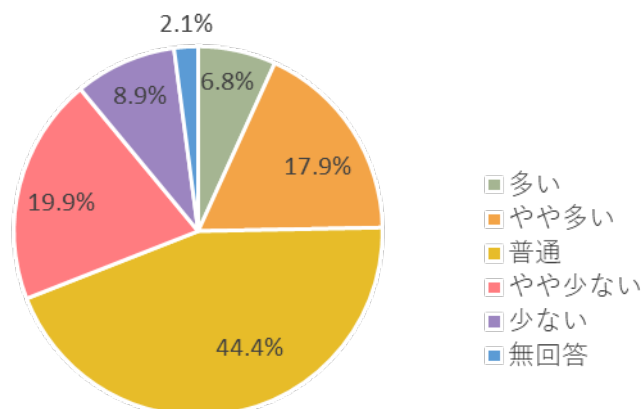
■ 令和2年調査（N=1,377）



### 3. お住まいの地域の緑の量

地域の緑の量として、「多い・やや多い」が 24.7%に対し、「やや少ない・少ない」が 28.8%となっていることから、市民の緑に対する意識は低い傾向にあります。

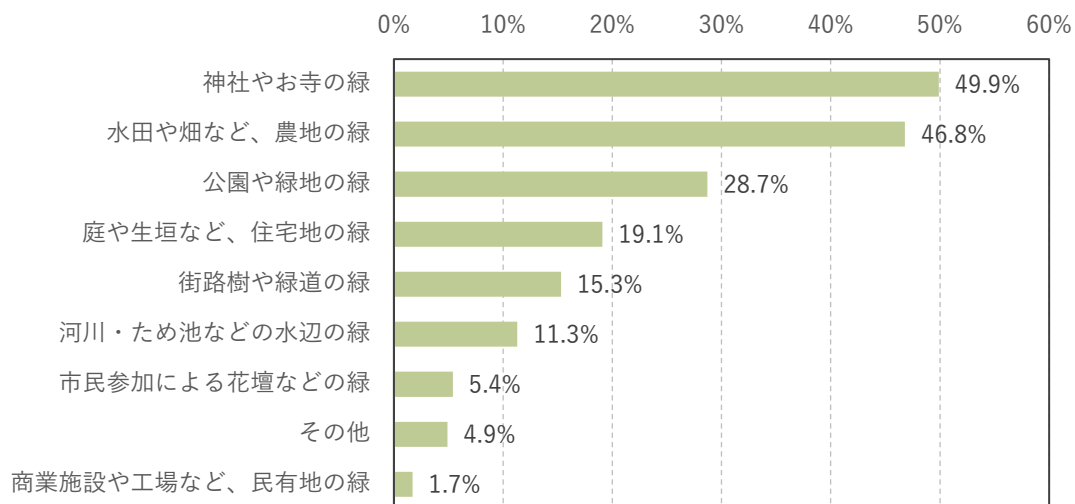
■ 令和2年調査 (N=1,377)



### 4. お住まいの地域の緑で、気に入っている緑（3つまで回答）

市民が気に入っている緑として、「神社やお寺の緑」(49.9%)、「水田や畑など、農地の緑」(46.8%)、「公園や緑地の緑」(28.7%)が挙げられています。

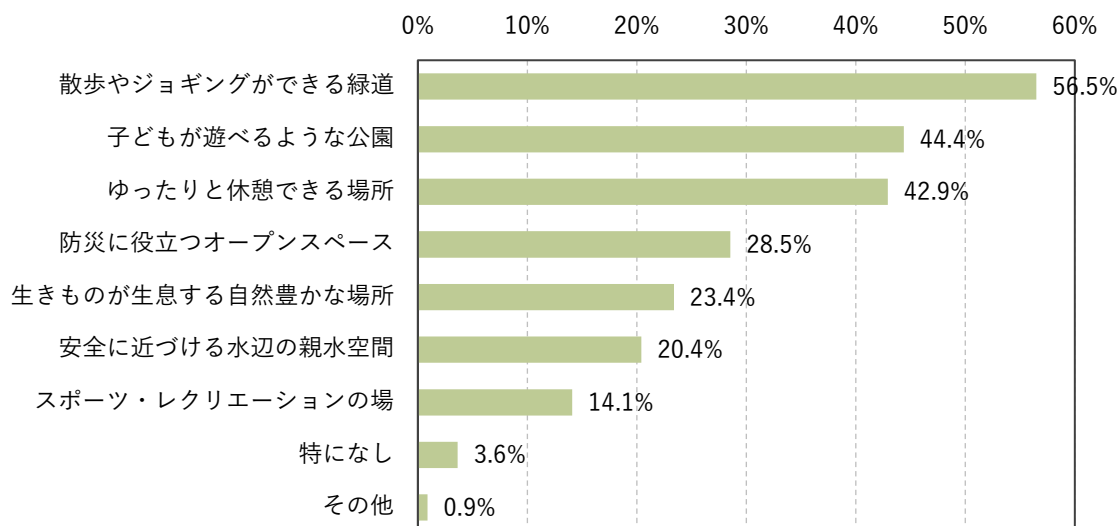
■ 令和2年調査 (N=1,377)



## 5. 身近な場所にあれば良いと思う緑の空間（3つまで回答）

身近な緑の空間として、「散歩やジョギングができる緑道」（56.5%）が最も多く、次いで「子どもが遊べるような公園」（44.4%）、「ゆったりと休憩できる場所」（42.9%）が求められています。

■ 令和2年調査（N=1,377）

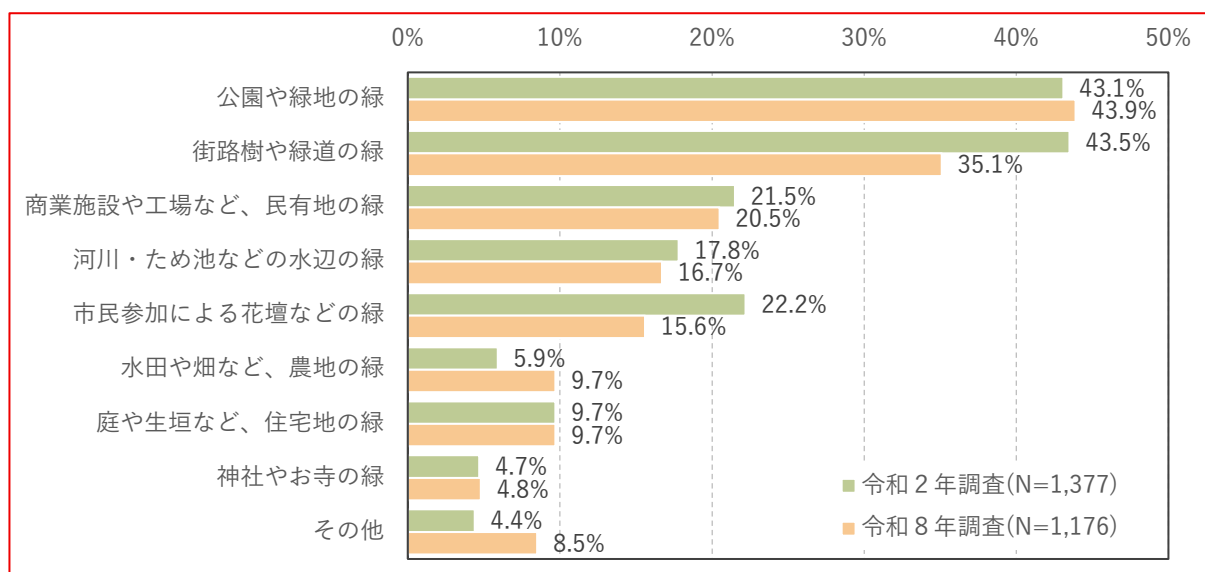


## 6. お住まいの地域で不足していると思う緑（3つまで回答）

不足していると思う緑として、「公園や緑地の緑」（R2：43.1%、R8：43.9%）や「街路樹や緑道の緑」（R2：43.5%、R8：35.1%）が令和2年調査及び令和8年調査ともに上位2項目となっており、公共緑地が不足していると回答している市民が多い傾向にあります。

■ 令和2年調査（N=1,377）

■ 令和8年調査（N=1,176）

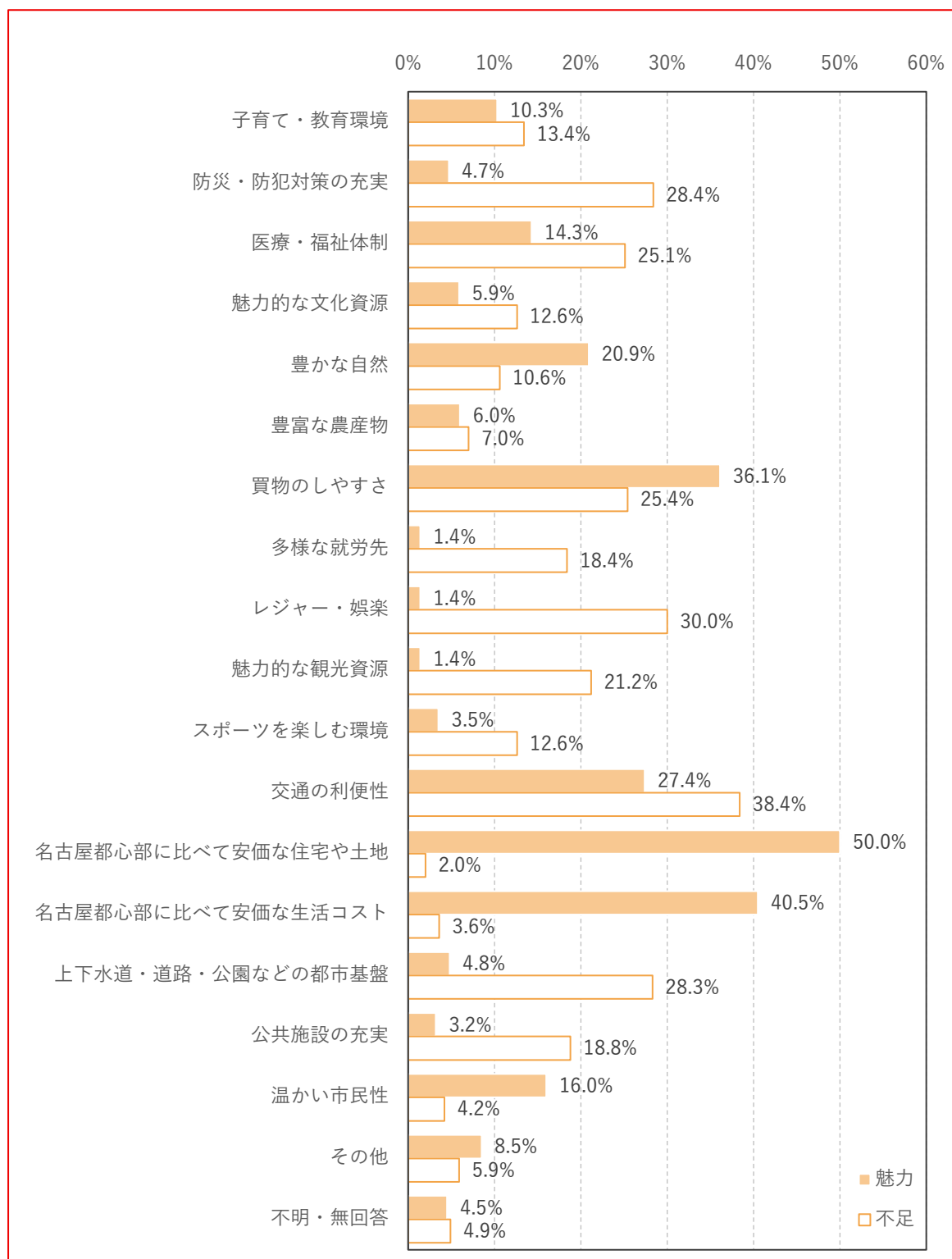


## 7. 暮らして感じる魅力・不足（5つまで回答）

暮らして感じる魅力を感じる点として、「豊かな自然」（20.9%）は全体の中で上位5位であり、本市が有する緑や水といった豊かな自然に魅力を感じる回答が多く占めています。

一方、不足を感じる点として「レジャー・娯楽」（30.0%）や、「防災・防犯対策の充実」（28.4%）、「上下水道・道路・公園などの都市基盤」（28.3%）の回答率が多く、ハード整備や身近に余暇を楽しむ場所が不足する回答が多くなっています。

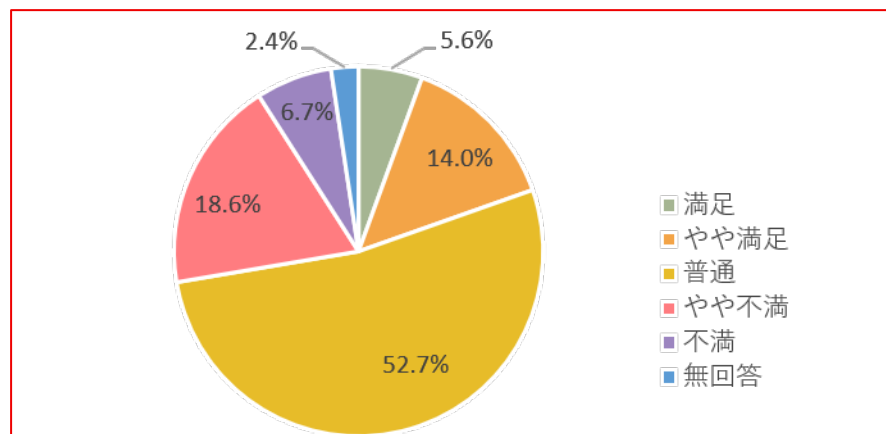
令和8年調査（N=1,176）



## 8. お住まいの近くの緑の満足度

緑に対する満足度として、「満足・やや満足」が 19.6%に対し、「やや不満・不満」は 25.3%となっていることから、満足よりも不満に感じている市民がやや多い傾向となっています。

■ 令和 2 年調査 (N=1,377)



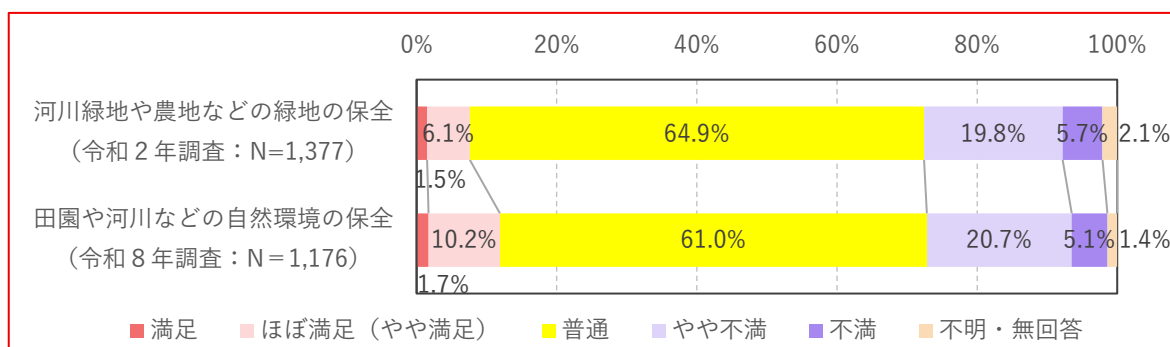
## 9. 河川や農地等の保全に関する満足度（単一回答）

令和 2 年調査では「河川緑地や農地などの緑地の保全」に関する満足度、令和 8 年度では「田園や河川などの自然環境の保全」に関する満足度を調査しました。

満足度（満足＋ほぼ満足）は R2：7.6%⇒R8：11.9%で推移しており、満足に感じる市民が増えている傾向にありますが、不満度（やや不満＋不満）は R2：25.5%⇒R8：25.8%で推移しており、依然として満足に感じる市民より不満に感じる市民の割合が多いです。

■ 令和 2 年調査 (N=1,377)

■ 令和 8 年調査 (N=1,176)



## 【Ⅱ あま市の公園施設について】

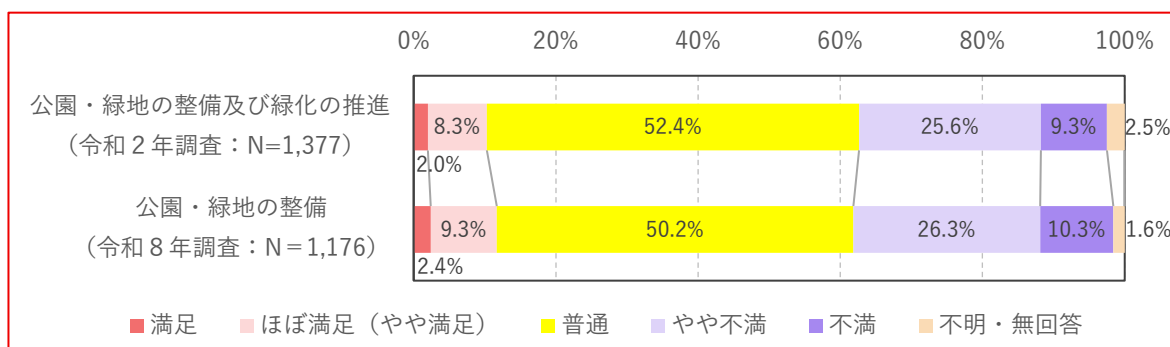
### 10. 公園・緑地の整備等に関する満足度（単一回答）

令和2年調査では「公園・緑地の整備及び緑化の推進」に関する満足度、令和8年度では「公園・緑地の整備」に関する満足度を調査しました。

満足度（満足＋ほぼ満足）は R2：10.3%⇒R8：11.7%、不満度（やや不満＋不満）は R2：34.9%⇒R8：36.6%で推移しており、いずれも大きな変化は見られなかったものの、満足と感じる市民より不満と感じる市民の割合が多くなっています。

■ 令和2年調査（N=1,377）

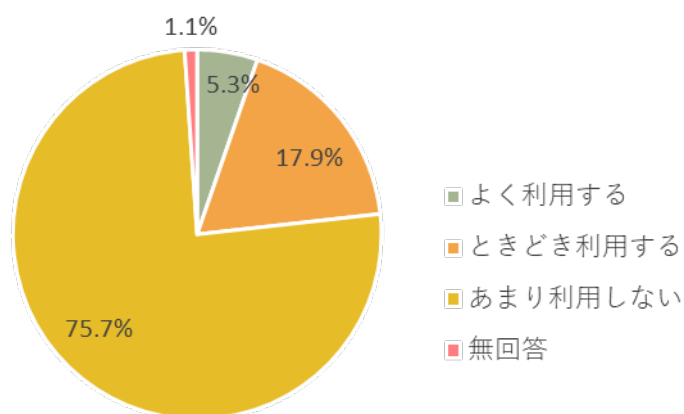
■ 令和8年調査（N=1,176）



### 11. 市内の公園の利用頻度（単一回答）

市民の75.7%が公園を「あまり利用しない」と回答しています。

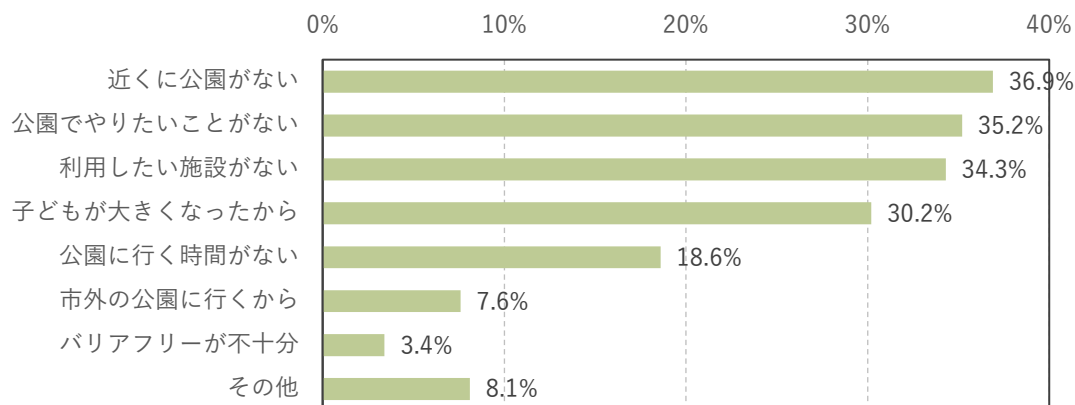
■ 令和2年調査（N=1,377）



12. (前質問で「あまり利用しない」と回答した方)  
市内の公園を利用しない理由(3つまで回答)

公園を利用しない理由として、「近くに公園がない」(36.9%)が最も多く、次いで「公園でやりたいことがない」(35.2%)が挙げられています。

■ 令和2年調査 (N=1,042)



13. よく利用する公園(自由記述)

■ 令和2年調査 (N=1,377)

＜市内(上位10ヶ所)＞

市内でよく利用する公園として挙げた都市公園は森ヶ丘公園(50人)が最も多く、次いでニツ寺親水公園(14人)、木田郷西公園(13人)となっています。

都市公園以外では、七宝焼アートヴィレッジ(35人)や文化の杜(美和文化会館)(7人)、上萱津コミュニティ防災センター(5人)等、公共施設に併設する緑地や広場が挙げられています。

| 項目              | 回答数 |
|-----------------|-----|
| 森ヶ丘公園           | 50  |
| 七宝焼アートヴィレッジ     | 35  |
| ニツ寺親水公園         | 14  |
| 木田郷西公園          | 13  |
| 小路1号公園(旧ふれあい公園) | 12  |
| リバーサイドガーデン      | 7   |
| 文化の杜(美和文化会館)    |     |
| 小路2号公園(旧なかよし公園) | 6   |
| 池端ちびっこ広場        |     |
| 上萱津コミュニティ防災センター | 5   |

＜市外(上位20ヶ所)＞

市外でよく利用する公園として挙げた公園は戸田川緑地公園(71人)が最も多く、次いで国営木曽三川公園(43人)、庄内緑地公園(35人)となっています。

よく利用する公園の所在地は、名古屋市や津島市、稲沢市等の隣接市町が多くなっています。

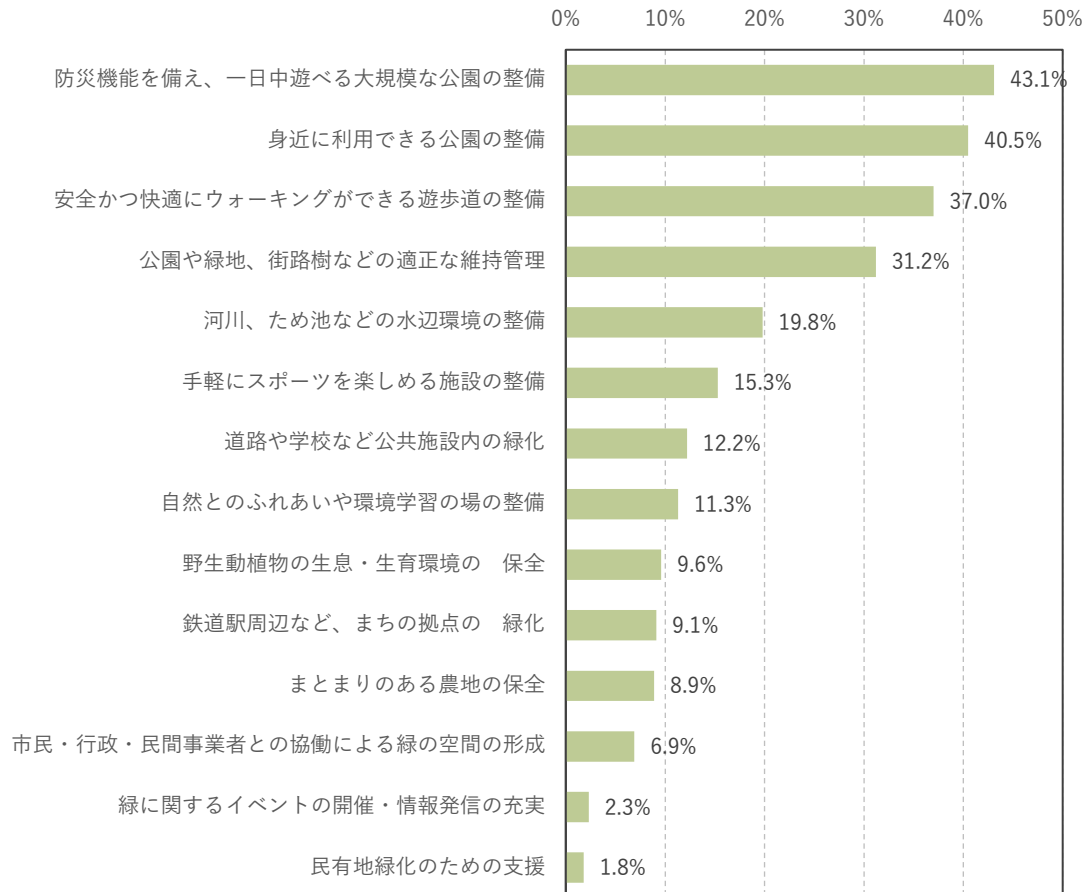
| 項目                                                               | 回答数 |
|------------------------------------------------------------------|-----|
| 戸田川緑地公園(名古屋市)                                                    | 71  |
| 国営木曽三川公園(愛知県・三重県・岐阜県)                                            | 43  |
| 庄内緑地公園(名古屋市)                                                     | 35  |
| 海南こどもの国(弥富市)                                                     | 33  |
| 天王川公園(津島市)                                                       | 27  |
| 名城公園(名古屋市)                                                       | 22  |
| 祖父江緑地公園(稲沢市)                                                     | 19  |
| 中村公園(名古屋市)                                                       | 16  |
| 鶴舞公園(名古屋市)、津島東公園(津島市)                                            | 10  |
| 稲沢公園(稲沢市)                                                        | 7   |
| 大高緑地公園(名古屋市)、荒子川公園(名古屋市)<br>モリコロパーク(長久手市)、養老公園(養老町)<br>清洲公園(清須市) | 5   |
| 富田公園(名古屋市)                                                       | 4   |
| 県立愛知県森林公園(名古屋市・尾張旭市)                                             |     |
| 愛知県下水道科学館(稲沢市)                                                   |     |
| 佐屋川創郷公園(蟹江町)、込野農村広場(稲沢市)                                         | 3   |

### 【Ⅲ あま市の緑に関する取組みについて】

#### 14. 緑のまちづくりを進める上で、重点的・優先的に進めるべき取組み（3つまで回答）

重点的・優先的に進めるべき取組みとして、「防災機能を備え、一日中遊べる大規模な公園の整備」（43.1%）や「身近に利用できる公園の整備」（40.5%）、「安全かつ快適にウォーキングできる遊歩道の整備」（37.0%）等、ハード面での取組みが求められている一方で、「公園や緑地、街路樹などの適正な維持管理」（31.2%）といったソフト面での取組みも求められています。

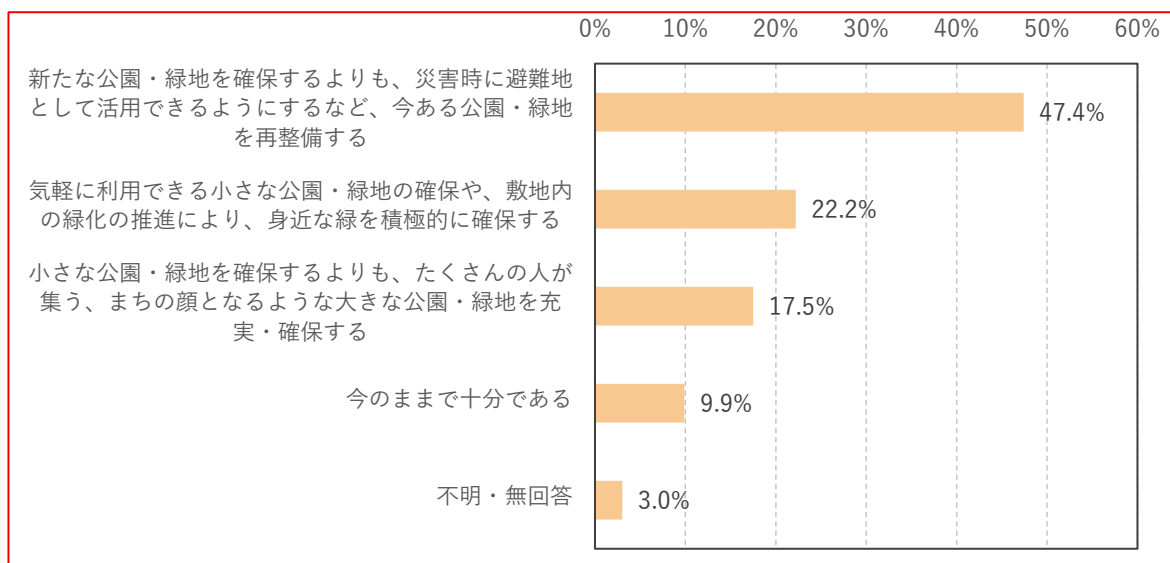
#### ■ 令和2年調査（N=1,377）



### 15. 公園・緑地などの整備において、これからのまちづくりで重要だと思う取組み（単一回答）

公園・緑地などの整備で重要だと思う取組みとして、「新たな公園・緑地を確保するよりも、災害時に避難地として活用できるようにするなど、今ある公園・緑地を再整備する」（47.4%）が最も高く、次いで「気軽に利用できる小さな公園・緑地の確保や敷地内の緑化の推進により、身近な緑を積極的に確保する」（22.2%）となっています。

■ 令和8年調査（N=1,176）

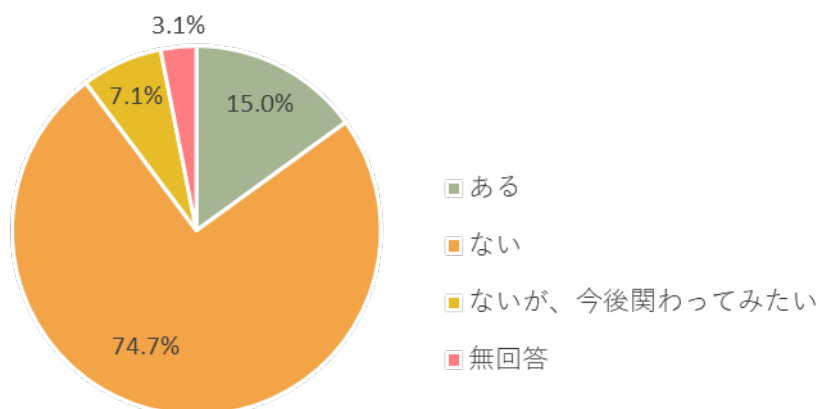


### 【IV あなたの緑に関する取組みについて】

#### 16. 関わっている緑に対する取組み（単一回答）

緑の取組みに関する関心度について、81.8%の市民が緑の取組みに関わったことがないと回答しています。その内、「（関わったことは）ないが、今後関わってみたい」と回答した割合が7.1%となっています。

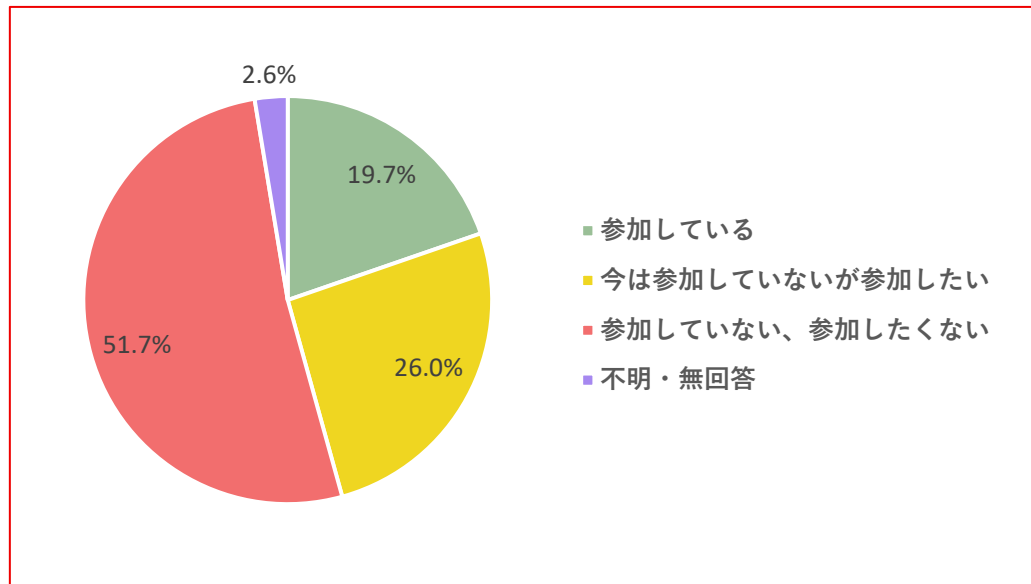
■ 令和2年調査（N=1,377）



### 17. 地域活動への参加意向（単一回答）

地域活動に「参加している」市民は 19.7%を占めており、参加したい意向がある回答の割合は、45.7%となっています。

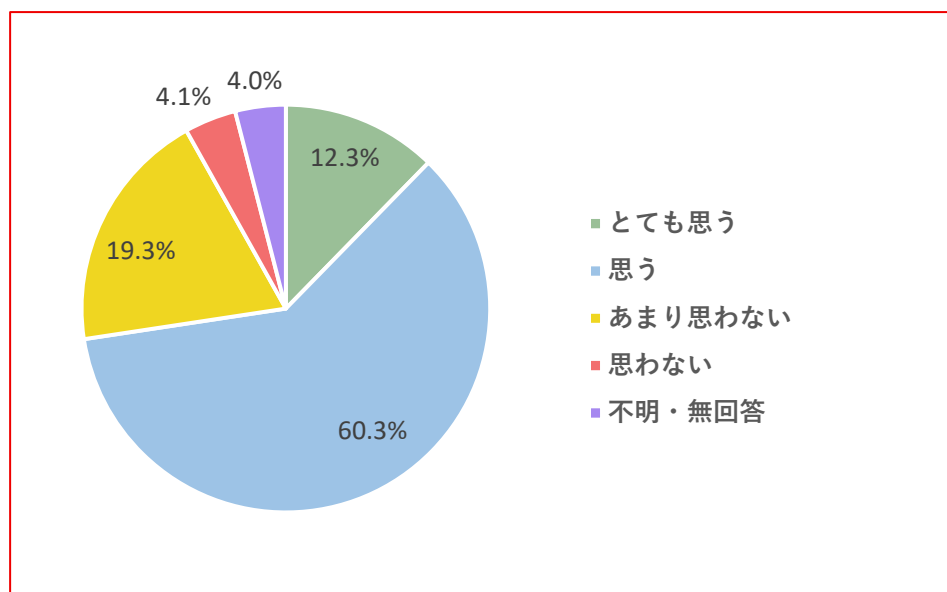
令和 8 年調査（N=1,176）



### 18. 市民協働の必要性（単一回答）

市民協働が必要として、「思う」（60.3%）が最も多く、次いで「あまり思わない」（19.3%）が多くなっています。全体として、市民協働が必要と思う回答の割合は、72.6%と多数を占めています。

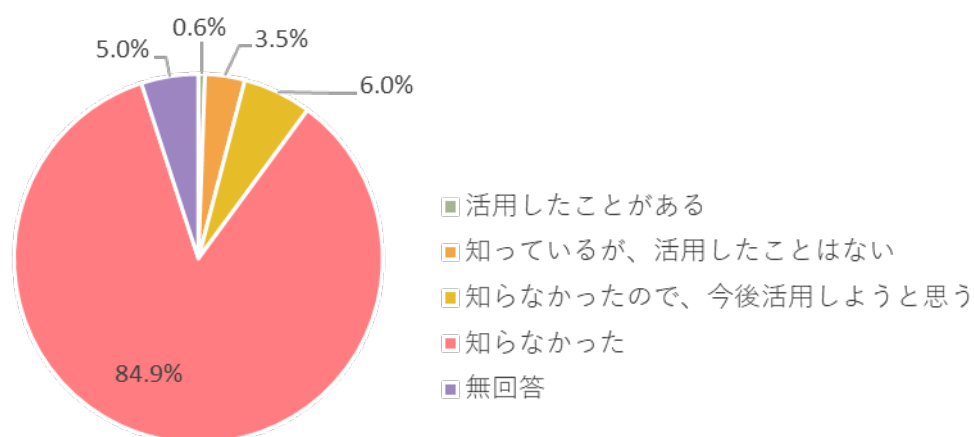
令和 8 年調査（N=1,176）



### 19. 「あいち森と緑づくり税」を活用した補助金の認知度と活用実績

補助金の認知度と活用実績として、「活用したことがある・知っているが、活用したことはない」と回答した市民が4.1%に対し、「知らなかった」と回答した市民が90.9%と市民への認知度は低い状況となっています。また、知らなかったと回答した市民のうち、6.0%は今後活用しようと考えています。

#### 令和2年調査 (N=1,377)



## 4 緑に関する新たな視点

### (1) 都市緑地法等の緑に関する法律の改正

#### ①平成 29 (2017) 年改正

公園や緑地等のオープンスペースは、良好な景観の形成やにぎわいの創出、災害時の避難地としての役割等、様々な役割を担っています。そうした都市の緑空間を民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、平成 29 (2017) 年に都市公園法や都市緑地法等の緑に関する法律が改正され、公募設置管理制度 (Park-PFI) や市民緑地認定制度等の各種制度が創設されました。本市においても緑に関する取組みを進める必要があります。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 背景・必要性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮している<br/>⇒景観 (潤い)、環境 (雨水貯留、生物多様性)、防災 (延焼防止、避難)、体験・学習・交流、にぎわい</li> <li>・緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化する一方、使い道が失われた空き地が増加<br/>量的課題：一人当たりの公園面積が少ない地域が存在、これまで宅地化を前提としてきた都市農地は減少傾向</li> <li>質的課題：公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等</li> <li>・地方公共団体は、財政面、人材面の制約から新規整備や適正な施設更新等に限界がある</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 法案の概要  | <b>都市公園の再生・活性化</b><br>【都市公園法等】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園で<b>保育所等の設置を可能に</b></li> <li>・民間事業者による<b>公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設</b><br/>⇒収益施設(カフェ・レストラン等)の設置管理者を民間事業者から公募選定<br/>⇒設置管理許可期間の延伸(10年→20年)、建ぺい率の緩和等<br/>⇒<b>民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを合わせて実施</b></li> <li>・公園の PFI 事業に係る<b>設置管理許可期間の延伸 (10 年→30 年)</b></li> <li>・公園の活性化に関する<b>協議会の設置</b></li> </ul>         | <b>緑地・広場の創出</b><br>【都市緑地法】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>民間による市民緑地の整備を促す制度の創設</b><br/>⇒市民緑地の設置管理計画を市区町村長が設定</li> <li>・<b>緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充</b><br/>⇒緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加</li> </ul> | <b>都市農地の保全・活用</b><br>【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地地区の一律 500 m<sup>2</sup>の<b>面積要件</b>を市区町村長が<b>条例で引下げ可能</b>(300 m<sup>2</sup>を下限)</li> <li>・生産緑地地区内で<b>直売所、農家レストラン等の設置を可能に</b></li> <li>・<b>新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設</b><br/>⇒地域特性に応じた建築規制、農地の開発抑制</li> </ul> |
|        | <b>地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村が策定する「<b>緑の基本計画</b>」(緑のマスタープラン)の記載事項を充実【都市緑地法】<br/>⇒<b>都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み</b></li> </ul>                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 目標・効果  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

資料：国土交通省「都市緑地法の一部を改正する法律」より抜粋

## ②令和6（2024）年改正

近年、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being※<sup>1</sup>）の向上等の課題解決に向けて、緑地の持つ機能への期待が高まっている一方で、世界と比較して都市における緑地の充実度が低く、また減少傾向にあります。

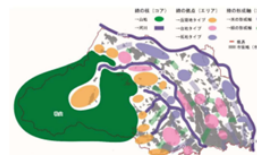
こうした背景を踏まえ、令和6（2024）年に都市緑地法等が改正され、都市における緑地の質・量両面での確保、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等を強力に進め、良好な都市環境の実現に向けて、都市緑地の確保や保全・更新等に関する制度が創設されました。

※1：心身の健康や社会的な充足感が満たされた状態のこと

### 1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

#### ①国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】

- ・国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する**基本方針**を策定。
- ・都道府県が都市における緑地の保全等に関する**広域計画**（仮称）を策定。



広域の緑地配置（イメージ）

#### ②都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

- ・都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備又は保全の重要性」を位置付け。

### 2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

#### ①緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】

- ・緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を「**機能維持増進事業**」（仮称）として位置付け。
- ・特別緑地保全地区※で行う**機能維持増進事業**について、その**実施に係る手続を簡素化**できる特例を創設。＜予算＞（実施に当たり都市計画税の充当が可能）  
※緑地の保全のため、建築行為等が規制される地区



緑地の機能維持増進のイメージ（神戸市）

H24

H25

R3

斜面林の大径木化に伴い災害の恐れ

樹木の折伐（機能増進）

安全に再生された樹林

#### ②緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都開資金法】

- ・都道府県等の要請に基づき特別緑地保全地区等内の緑地の買入れや**機能維持増進事業を行う都市緑化支援機構**（仮称）の**指定制度**を創設。＜税制＞
- ・機構が行う業務について都市開発資金の貸付けにより支援。＜予算＞



### 3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

#### ①民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設【都市緑地法・都開資金法】

- ・緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する**指針**を国が策定。
- ・民間事業者等による緑地確保の取組を国土交通大臣が**認定**する制度を創設。  
上記認定の審査に当たっての調査を代行する機関の登録制度を創設。
- ・上記認定を受けた取組について都市開発資金の貸付けにより支援。＜予算＞



民間事業者による緑地創出の例（千代田区）

#### ②都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設【都市再生特別措置法】

- ・緑地の創出や再生可能エネルギーの導入、エネルギーの効率的な利用等を行う**都市の脱炭素化に資する都市開発事業を認定**する制度を創設。
- ・上記認定を受けた事業について**民間都市開発推進機構が金融支援**。＜予算＞

資料：国土交通省「都市緑地法の一部を改正する法律案」より抜粋

### ③「緑の基本方針」の策定

令和6（2024）年の都市緑地法等の改正を踏まえ、「緑の基本方針」が策定されました。

本方針では、全体目標として「人と自然が共生し、環境への負担が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」が掲げられ、国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地について緑被率が3割以上を目指す方向性が示されました。

個別目標として「環境への負担が小さいカーボンニュートラル※<sup>2</sup>都市」「人と自然が共生するネイチャーポジティブ※<sup>3</sup>を実現した都市」「Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市」の3つが掲げられ、推進の視点として多様な主体の連携や資金の確保などが示されています。

※2：温室効果ガスの排出量から吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること

※3：近年進行する生態系サービス等の悪化を踏まえ、生物多様性の負（損失）の流れを止めて正（回復）に反転させること

|          |                                                                                                                                                                                                                    |          |                                                                                                                        |              |                                                                                                                   |                                                                                                                                                                   |                            |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 意義       | 気候変動対策                                                                                                                                                                                                             | 生物多様性の確保 | Well-beingの向上                                                                                                          | 都市のレジリエンスの向上 | 歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用                                                                               | 都市における生産機能、循環型社会への寄与                                                                                                                                              | ESG投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応 |
| 全体目標     | 将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負担が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」<br>国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す |          |                                                                                                                        |              |                                                                                                                   |                                                                                                                                                                   |                            |
| 個別目標     | 環境への負担が小さいカーボンニュートラル都市<br>CO <sub>2</sub> の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献                                                                                                           |          | 人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市<br>緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する |              | Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市<br>地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく |                                                                                                                                                                   |                            |
| 推進の視点    | 多様な主体の連携、各主体の役割分担<br>国、都道府県、市町村、都市緑化支援機構、教育・研究機関、民間企業・事業者等、NPO法人等、都市の住民の各役割に応じた連携、分担等                                                                                                                              |          |                                                                                                                        |              | +                                                                                                                 | 多様な資金、体制等の確保<br>民間からの投資、寄附金の受入れなど多様な資金の確保、官民連携などによる体制の確保等や、これらを支える仕組みが必要                                                                                          |                            |
|          | 緑地の更なる充実<br>より質を重視した保全・活用を実施するとともに、生物多様性の確保、景観・歴史文化の形成等にも考慮し、樹木の更新等を計画的に実施                                                                                                                                         |          |                                                                                                                        |              |                                                                                                                   |                                                                                                                                                                   |                            |
|          | 緑地の広域的・有機的なネットワーク形成<br>気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上に向け、グリーンインフラとしての多様な機能を一層発揮するため、各主体が連携し広域的な緑地のネットワークを形成                                                                                                         |          |                                                                                                                        |              |                                                                                                                   |                                                                                                                                                                   |                            |
| 実現のための施策 | 都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」の策定促進<br>行政による持続性の担保された公的な緑地の確保の推進<br>・特別緑地保全地区の拡大・質の向上（機能維持増進事業等）への支援<br>・都市公園等の公的空間における緑地の確保・緑化の推進<br>・地方公共団体に対する技術的支援                                                                 |          |                                                                                                                        |              | 民間による緑地の保全・創出の促進<br>・良質な緑地への民間投資を促進する環境整備<br>・民有地における更なる緑地の創出に向けた各制度の活用等の促進<br>・都市農地の保全に向けた各制度の活用等の促進             |                                                                                                                                                                   |                            |
|          | 価値観の醸成、多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進                                                                                                                                                                              |          |                                                                                                                        |              |                                                                                                                   |                                                                                                                                                                   |                            |
| 都道府県     | 「緑の広域計画」の策定と計画に基づく各取組の実施<br>・一つの市町村を超える広域的な見地から、広域計画を策定<br>・都道府県における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用等）                                                                 |          |                                                                                                                        |              | 市町村                                                                                                               | 「緑の基本計画」の策定と計画に基づく各取組の実施<br>・地域の実情をよく把握している基礎自治体として、基本計画を策定<br>・市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域、生産緑地地区、緑化地域等の制度の活用等） |                            |
|          |                                                                                                                                                                                                                    |          |                                                                                                                        |              |                                                                                                                   | コンパクト・プラス・ネットワーク等のまちづくりの取組との連携<br><br>まちづくりDXとの連携等                                                                                                                |                            |

資料：国土交通省「緑の基本計画の概要」

## 緑の基本方針

市街地における  
緑被率30%を目指す、  
豊かに暮らせる  
まちづくり



資料：国土交通省「緑の基本方針の概要ビジュアル」

## (2)「愛知県広域緑地計画」を踏まえた緑の取組みの推進

『愛知県広域緑地計画』は、愛知県の都市計画区域全域の緑化を推進するにあたり、広域的な観点から県内の緑に対する考え方や、骨格や拠点となる緑地に関する目標を定め、緑の施策を実施するとともに、各市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となることを目的に策定されています。

計画の理念の実現に向けて、「健全で良質な緑」を基礎とした、「いのちを守る緑」、「暮らしの質を高める緑」、「交流を生み出す緑」の3つの緑を効果的に活用することを目指しています。

| 計画の理念 | 豊かな暮らしを支えるあいちの緑づくり ～緑の質を高め 多様な機能を活用～ |                                                                                      |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本方針  | いのちを守る緑                              | 緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり<br>Keyword：防災・減災、生物多様性の確保、水と緑のネットワーク、意識・啓発              |
|       | 暮らしの質を高める緑                           | 良好な生活環境とQOL（生活の質）を高める緑の空間づくり<br>Keyword：QOL（生活の質）、健康増進・健康維持に資する緑、花と緑のまちづくり、高齢者・子育て支援 |
|       | 交流を生み出す緑                             | 多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり<br>Keyword：地域コミュニティ、交流、歴史・地域資源、イベント、連携・協働、マネジメント             |

## (3)「あいち生物多様性戦略 2030」を踏まえた生物多様性保全の取組みの推進

『あいち生物多様性戦略 2030』は、県内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。

本戦略では、令和 32（2050）年に向けた長期目標を「人と自然が共生するあいち」、計画年次である令和 12（2030）年の目標を「生物多様性の保全と持続可能な量を社会実装し、その回復に転じる」と掲げています。その実現に向けて、「生態系ネットワークの形成」と「生物多様性主流化の加速」を両輪に様々な施策を展開することで、愛知県だけでなく世界の生物多様性にも貢献できる、生物多様性先進県を目指しています。



あいちの生物多様性の目指すべき姿

資料：あいち生物多様性戦略 2030

#### (4) ニューノーマルのまちづくりに向けた緑とオープンスペース政策

新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、緑とオープンスペースの重要性が再認識されるようになったことを受け、公園緑地等の屋外空間の利活用が見直されています。今後は、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る新しいまちづくりの一つとして、緑とオープンスペースを柔軟に活用することが期待されています。

#### (5) 自然災害等に関する防災対策の必要性

近年の頻発・激甚化する台風や集中豪雨、地震等の自然災害等に対して、住民の防災意識も変化しており、防災対策の必要性が高まっています。また、近年では「防災」だけではなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方も主流になってきていることから、緑とオープンスペースが持つ防災機能（災害時の避難路や避難地、災害の緩和・防止等）を最大限に活用しながら、自然災害に強い都市づくりが求められています。

#### (6) 「グリーンインフラ」の活用が当たり前の社会の実現

「グリーンインフラ」とは、自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及び Well-being 向上に貢献するものです。

令和 8（2026）年 1 月に「グリーンインフラ推進戦略 2030」が策定され、目指す社会像として 2030 年に「グリーンインフラが当たり前の社会」、2050 年に向けて「自然共生社会」が示されています。今後は、社会課題の解決への対応策の 1 つとしてグリーンインフラが選択肢となり、様々な分野、ステークホルダー間においてグリーンインフラが当たり前に実装されている状況の実現を目指しています。

#### (7) 持続可能なまちづくりの推進

平成 27（2015）年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。SDGsでは、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（意欲目標）と 169 のターゲット（行動目標）が掲げられており、緑の都市づくりの分野においても、積極的に取り組んでいくことが期待されています。

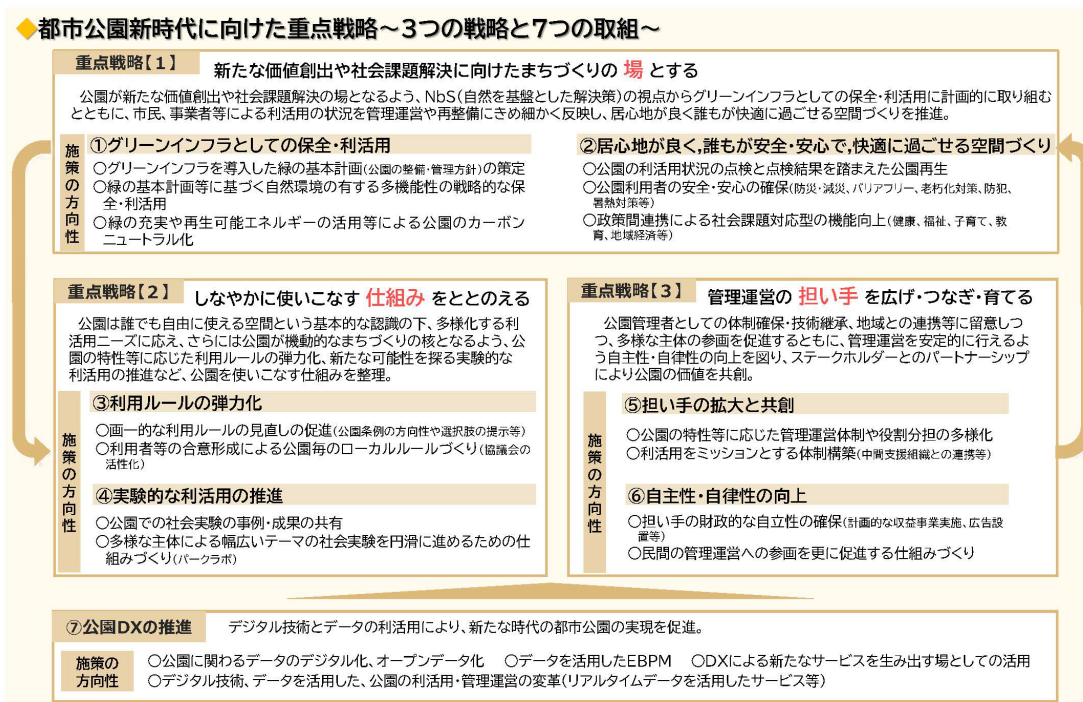


資料：国際連合広報センター公式ウェブサイト

## (8)「使われ活きる公園」の実現に向けた取組みの推進

令和4（2022）年に「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」より、「都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる」が提言されました。本提言では、新たな時代の公園は、人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべきであり、以下の3つの戦略と7つの取組みが示されました。

今後は、多様な主体の協力により、一人ひとりが心の豊かさを実感でき、公園が身近にある人中心のまちづくりが期待されています。



資料：国土交通省「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言（概要）」



## 5 これからの緑のまちづくりに向けて

### (1) あま市の緑に関する現況分析

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本市の特性      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の人口は令和2(2020)年の約86,100人から令和32(2050)年の約72,700人と、30年間で約16%減少する予測である(国立社会保障・人口問題研究所推計)</li> <li>・公共施設の維持管理費は今後増大する見込みであり、選択と集中による公園緑地や街路樹等の整備が求められる</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 都市公園の整備状況  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人当たりの都市公園面積は1.50㎡/人となっており、国の標準値(10.0㎡/人)や愛知県の平均(8.09㎡/人)を大きく下回っている</li> <li>【市民意識調査】</li> <li>・公園・緑地の整備等に対する満足度は、不満を感じる市民の割合が多い</li> <li>・よく利用する市内の公園として、「森ヶ丘公園」が多く回答されている</li> <li>・市内の公園を「あまり利用しない」人が半数以上であり、主な理由として「近くに公園がない」「公園でやりたいことがない」「利用したい施設がない」が挙げられており、市民が利用したいと思う身近な公園が不足している傾向がある</li> <li>・地域で不足している緑として、令和2年調査・令和8年調査ともに「公園や緑地の緑」「街路樹や緑道の緑」といった公共緑地の不足が多く挙げられている</li> <li>・緑のまちづくりを進める上で重点的・優先的に進めるべき取組みとして、「防災機能を備えた大規模な公園の整備」や「身近に利用できる公園の整備」が多く挙げられている</li> <li>・公園・緑地などの整備で重要だと思う取組みとして「新たな公園・緑地を確保するよりも、災害時に避難所として活用できるなど、今ある公園・緑地を再整備する」が多いことから、既存公園の機能向上や再整備が求められている</li> </ul> |
| 環境保全機能     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域は広大な濃尾平野にあり、田畑が広く分布しているが、宅地への転用が進んでいる</li> <li>・愛知県の自然環境保全地域に指定されている蓮華寺寺叢(じそう)をはじめ、市内に点在する社寺林が多様な生き物の生息空間となっている</li> <li>・市内に広がる田畑、庄内川や新川、五条川等の河川は、生物多様性の維持に寄与している</li> <li>【市民意識調査】</li> <li>・地域で気に入っている緑として「水田や畑など、農地の緑」、暮らしていて感じる魅力として「豊かな自然」が上位にあることから、農地などの身近な緑に魅力を感じる市民が多い</li> <li>・河川や農地等の保全に対する満足度は、満足より不満を感じる割合が多いため、今後も河川や農地等の保全が必要である</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                          |
| レクリエーション機能 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市には街区公園や近隣公園といった住区基幹公園は整備されているが、大規模な公園や緑地は整備されていない</li> <li>【市民意識調査】</li> <li>・市内の公園を「あまり利用しない」人が半数以上を占めている</li> <li>・よく利用する市外の公園として、「戸田川緑地公園」「国営木曽三川公園」等の規模の大きな施設が挙げられている</li> <li>・緑が持つ重要な機能として「心身の安らぎの場」、身近な場所にあれば良い緑の空間として「散歩やジョギングができる緑道」「子どもが遊べるような公園」「ゆったりと休憩できる場所」が多いことから、緑に対して健康増進や休息、子育てなどに日常的に利用できる空間を求める傾向がある</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防 災 機 能     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内のほぼ全域が海拔ゼロメートル以下であるため、大地震における液状化の危険性が高く、津波浸水想定に一部かかっている</li> <li>・遊水池や雨水貯留施設等の排水対策が順次進められている</li> </ul> <p>【市民意識調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑のまちづくりを進める上で重点的・優先的に進めるべき取り組みとして、「防災機能を備えた大規模な公園の整備」、<b>公園・緑地などの整備で重要だと思う取り組みとして「新たな公園・緑地を確保するよりも、災害時に避難所として活用できるなど、今ある公園・緑地を再整備する」が最も多く、防災機能を有する公園・緑地の整備に対する要望が高い</b></li> </ul>                                                                                                                                                                                                                     |
| 景 観 形 成 機 能 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内には、甚目寺観音や蓮華寺をはじめとする社寺林が129ヶ所、27.36ha存在し、あま市の歴史的景観の形成に寄与している</li> <li>・伝統工芸である七宝焼をテーマにした総合施設である「七宝焼アートヴィレッジ」の年間利用者数は約11万人であり、今後も伝統産業の継承や観光資源としての活用が期待されている</li> </ul> <p>【市民意識調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気に入っている緑として「神社やお寺の緑」が多く、<b>地域の歴史・文化に魅力を感じる市民が多い</b></li> <li>・よく利用する公園として「七宝焼アートヴィレッジ」が多く回答されている</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                               |
| 連 携 ・ 協 働   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、全国的に市民や事業者と連携・協働して公園緑地の整備や維持管理が取り組まれているが、本市においては市民や事業者との連携・協働による維持管理等を行う仕組みが整っていない</li> </ul> <p>【市民意識調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑のまちづくりを進める上で重点的・優先的に進めるべき取り組みとして、「公園や緑地、街路樹等の適正な維持管理」が求められている</li> <li>・<del>81.8%の市民が緑に関する取り組みに関わったことがないが、今後関わってみたいと考えている市民が7.1%いる</del></li> <li>・緑に関する取り組みや地域活動について、現状参加していないが参加したいと考える人が一定数見られるとともに、「あいち森と緑づくり税」の活用を考えている市民も少数ながら見られ、市民協働が必要と思う割合も半数以上を占めていることから、取り組みへの参加意欲や制度の活用意欲がある市民を巻き込む仕組みづくりが必要である</li> </ul>                                                                                       |
| 緑に関する新たな視点  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間活力を最大限生かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進する<b>緑豊かで魅力的なまちづくり</b></li> <li>・都市における緑地の質・量両面での確保、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等を強力に進めることによる、<b>良好な都市環境の実現</b></li> <li>・<b>「人と自然が共生し、環境への負担が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」の実現に向けた都市の緑地の保全・創出と、①環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市、②人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市、③Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市の実現</b></li> <li>・「人と自然が共生するあいち」の実現に向け、「生態系ネットワークの形成」と「生物多様性主流化の加速」を両輪とした様々な施策の展開</li> <li>・緑とオープンスペースの柔軟な活用</li> <li>・緑とオープンスペースが持つ防災機能を最大限に活用した、自然災害に強い都市づくりの推進</li> <li>・グリーンインフラが当たり前に実装されている状況の実現</li> <li>・一人ひとりが心の豊かさを実感でき、公園が身近にある人中心のまちづくり</li> </ul> |

## (2) あま市の緑に関する課題

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環 境 | <p><b>河川を軸とした自然・生態系ネットワークの形成</b></p> <p>本市は、海拔ゼロメートル以下が広がり、多くの河川が南北に流下しています。これまでの緑の取組みにおいても、河川等を軸としたネットワークの形成を骨格としており、二ツ寺親水公園や、リバーサイドガーデン、庄内川河川敷公園等、親水空間の整備を進めてきています。地球規模で課題となっている気候変動に対応する上でも、こうした都市の緑地を保全していくことが重要です。</p> <p>そうした本市の地域特性を踏まえると、今後も河川等を軸とした自然環境の保全、生物多様性の確保、ネイチャーポジティブの実現、親水空間の充実、公園緑地のネットワークの強化等、環境にやさしく、環境への負荷が小さく身近に水と緑を感じられる都市づくりが重要となります。</p>                                                                |
| 防 災 | <p><b>総合的な災害対策の推進</b></p> <p>市民の生命や財産を守るため、河川改修等の災害を未然に防止するための都市基盤の整備が必要であり、被害を最小化する減災対策も進める必要があります。緑とオープンスペースが持つ防災機能については、近年、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラを活用すること様々な場面で実装することが期待されています。</p> <p>海拔ゼロメートル以下が広がる本市では、雨水を安全に流下させ、水害防止を図るための治水対策が重要となることから、公園や広場での遊水・貯留機能の確保や、農地の遊水機能の活用等、グリーンインフラをソフト・ハードの両面から活用した総合的な災害対策の推進を図る必要があります。</p> <p>頻発化する局地的豪雨等を踏まえ、都市計画税等を活用し、雨水貯留機能などの防災機能を有する広場の整備を推進し、市街化区域内の防災力・減災力の向上を図ることが求められます。</p> |
| 生 活 | <p><b>地域の特性に応じた公園緑地の整備・充実</b></p> <p>本市の都市公園面積は他都市に比べて少なく、一人当たりの都市公園面積も 1.50 m<sup>2</sup>/人と愛知県の平均値 8.09 m<sup>2</sup>/人を大きく下回っており、ちびっこ広場や児童遊園等で、市民の身近な緑とオープンスペースを確保している状況です。</p> <p>今後、人口減少社会を迎える中、都市構造上、整備の重要性が高い場所や公園が不足する場所等を中心に公園等の整備を検討する必要があります。老朽化して市民ニーズに対応できなくなった既設公園について、市民の生活環境等の地域特性に応じた再整備を推進するとともに、都市計画税等を活用し、身近な公園の整備等を行うことが求められます。</p>                                                                           |
| 活 力 | <p><b>まちの活力を維持・向上するための都市づくり</b></p> <p>人口減少・超高齢社会の到来、中心市街地の空洞化、地域コミュニティの衰退等の課題に対して、住んでみたい・住み続けたいと思われる都市づくり、中心市街地の賑わいの再生、地域コミュニティの維持・活性化等、まちの活力を維持・向上する都市づくりが必要です。</p> <p>都市の緑地は、心身ともに健康的な生活を送る上で欠かせない存在です。今後は、地域の実情に応じた緑の量・質の確保を図り、人々に楽しみややりがいを与える場として緑を活用し、Well-being が実感できる都市を実現していくことが求められます。</p> <p>魅力的な緑とオープンスペースが、活力ある都市づくりに欠かせない時代となっています。</p>                                                                              |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 活 用 | <p><b>地域の歴史・文化的資源の保全と活用</b></p> <p>本市は、甚目寺観音や蓮華寺をはじめ、歴史・文化的資源が豊富であり、市内には多くの社寺林や歴史的な建造物、地域のシンボルとなっている樹木、歴史的な街道やその街並み等が残っており、貴重な地域の景観資源を有しています。また、江戸末期から伝わる伝統工芸“七宝焼”についても、<b>七宝焼アートヴィレッジを拠点</b>に伝統産業の継承や観光資源としての活用が進められています。</p> <p>こうした地域の歴史・文化的資源は、“緑”との関わりが強いことから、都市の景観形成や地域活性化等、様々な視点での保全と活用が求められます。</p> |
| 協 働 | <p><b>市民や事業者との連携・協働の仕組みづくり</b></p> <p>近年、公園愛護会や指定管理者制度、Park－PFI等の市民や事業者と連携・協働しながら公園緑地を整備、維持管理する自治体が増えている中、本市においてはこれらを行う仕組みや制度の<b>整備</b>が未だ不十分な状況にあります。</p> <p>これからの緑の都市づくりにおいては、<b>公園緑地以外の施設も含めた</b>今ある緑とオープンスペースを上手に活用し、質の高い緑地空間の創出が求められることから、市民や事業者との連携・協働の仕組みづくりや緑に関する取組みの情報発信等が重要となります。</p>            |



## 第3章

## あま市が目指す緑の将来像

### 1 あま市が目指す緑の姿

近年、自然災害の多発・激甚化や新型コロナウイルス感染症の流行等により、市民生活を取り巻く環境が大きく変化しています。その中で、日々の生活にうるおいや癒やしを与える機能や災害による被害を軽減する機能、地域固有の生態系を支える機能等、緑やオープンスペースが有する機能の重要性が再認識されています。また、限りある資源を有効に活用し、持続可能な社会を実現するため、SDGs（持続可能な開発目標）の達成や Well-being の向上、グリーンインフラの実装化に向けた取組みが世界的に進められていますが、その実現においても、緑は大きな役割を果たすと考えられています。

本市は、庄内川や新川、五条川といった水辺の緑や、市街地周辺に広がる農地等、多くの緑に囲まれています。また、甚目寺観音、蓮華寺、萱津神社等の社寺と周辺の緑が街なかに歴史性とうるおいを与え、地域の歴史と文化を伝えています。市街地内には、住民に身近な公園や広場等が整備されているほか、公共施設や道路沿道の緑化が進められています。

このような本市の緑の特性を活かし、地域の歴史、文化とともに次世代へつなげるため、市民との協働により、水と緑の都市づくりを進めていきます。

■あま市の将来像（第2次あま市総合計画）

ともに想い ともに創る ずっと大好きなまち“あま”



■都市の将来像（都市計画マスタープラン）

“あまチカラ”により暮らしやすさや魅力を高める都市づくり

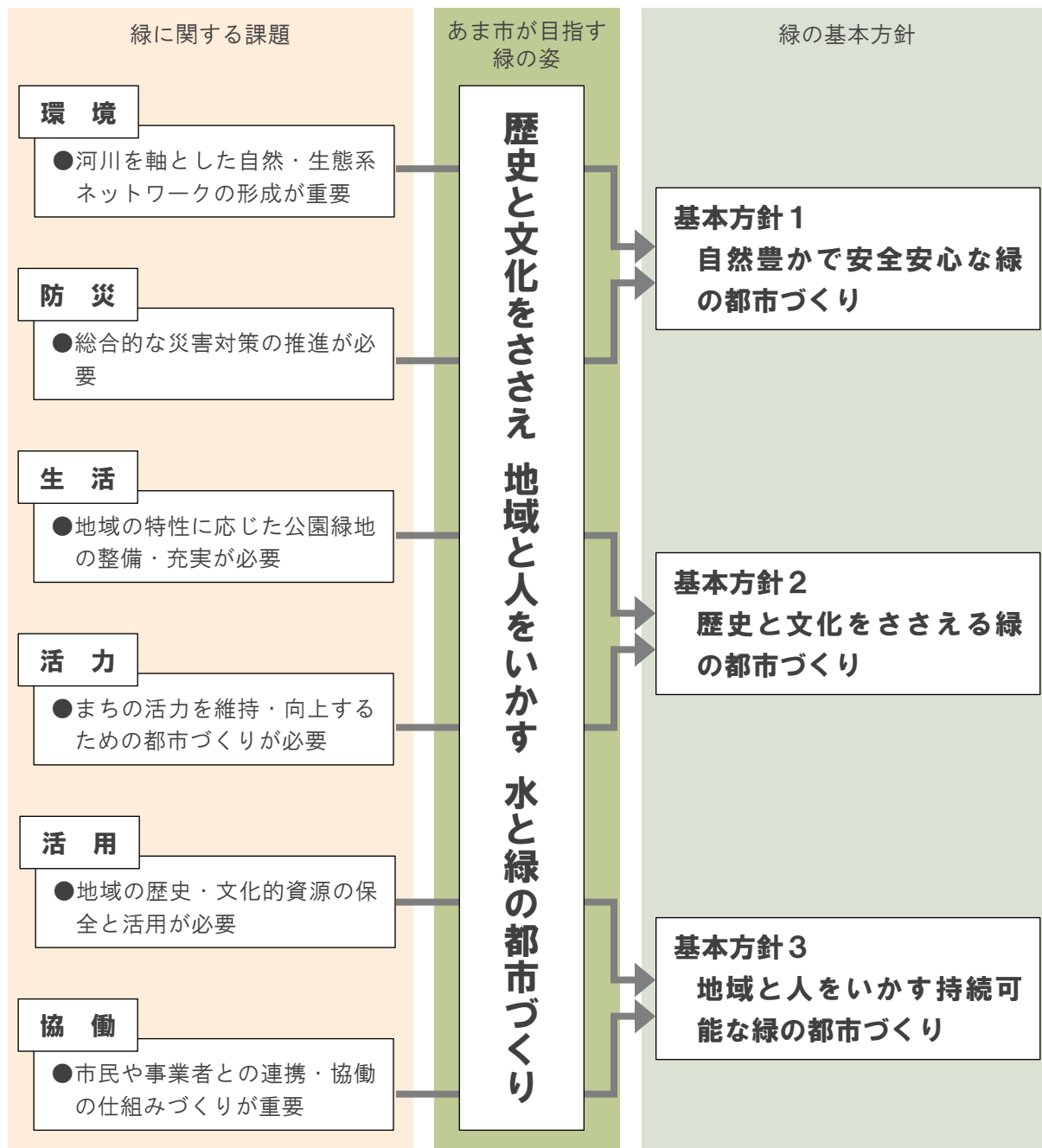


■あま市が目指す緑の姿

歴史と文化をささえ 地域と人をいかす 水と緑の都市づくり

## 2 緑の基本方針

あま市が目指す緑の姿を実現するため、前章で示した課題を踏まえ、本計画の基本方針を3つの視点に基づいて策定します。



## 基本方針1 自然豊かで安全安心な緑の都市づくり【keyword：環境・防災】

水（河川）と緑が持つ多面的な機能を活用して、~~温室効果ガスを吸収し、自然環境、生物多様性を保全し、~~するため、優良な緑地等を確保する取組みを推進し、環境への負荷が小さく、生物多様性が確保された、人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現する都市づくりを進めます。また、自然災害に備え、防災・減災機能が優れた緑の都市づくりを進めます。

### 【施策の方向性】

- 水と緑のネットワーク形成
- 河川・水路の親水性向上
- 防災拠点の整備と防災・減災機能の強化

### 【緑の構成要素】

|      |                                                                                                  |                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 緑の軸  |  グリーンベルト（農地の保全） | 市街地周辺の農地の緑                                                           |
|      |  親水環境軸（水の軸）     | 緑の拠点を結び、動植物の生息地や移動経路となる河川等の緑                                         |
| 緑の拠点 |  緑の拠点           | 市民の休息やレクリエーション活動を支える緑の拠点（市役所、七宝焼アートヴィレッジ帯、蓮華寺寺叢（じそう）、二ツ寺親水公園、森ヶ丘公園等） |
|      |  防災・交流拠点       | 市域全体の安全安心と地域活力の創造を支え、居住環境の向上に資する地域拠点（市役所及び七宝駅周辺）                     |

## 基本方針2 歴史と文化をささえる緑の都市づくり【keyword：生活・活力】

地域の歴史・文化的資源を大切にしながら、市民の生活の質の向上を図り、活力と魅力ある市街地を形成し、Well-being が実感できる美しい緑の都市づくりを進めます。

### 【施策の方向性】

- 歴史と文化で彩る魅力的な都市基盤の整備
- 地域の特性に応じた公園の整備・充実
- 市民ニーズに対応した緑の都市づくり

### 【緑の構成要素】

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 緑の軸  |  生活交流軸（道の軸）                                                                                                                                                                                        | 市街地間を連絡し日常生活を支える主要幹線沿道                                    |
| 緑の拠点 |  歴史・文化拠点                                                                                                                                                                                           | 地域の歴史や文化を象徴する緑の拠点（七宝焼アートヴィレッジ帯、蓮華寺寺叢（じそう）、萱津神社一帯、甚目寺観音一帯） |
|      |  街なか居住拠点                                                                                                                                                                                           | 多くの人が集い交流するまちの顔づくりと合わせ、居心地が良く歩きたくなる緑豊かな都市づくりを牽引する場        |
|      |  主な公園緑地<br> 公共施設緑地<br> 寺社境内地 | レクリエーションや防災等、多様な機能の拠点となる都市施設緑地                            |

### 基本方針3 地域と人をいかす持続可能な緑の都市づくり【keyword：活用・協働】

水と緑の豊かな自然環境と、貴重な歴史と文化を次世代につないでいくために、地域と人の役割を最大限に活用し、持続可能な緑の都市づくりを進めます。

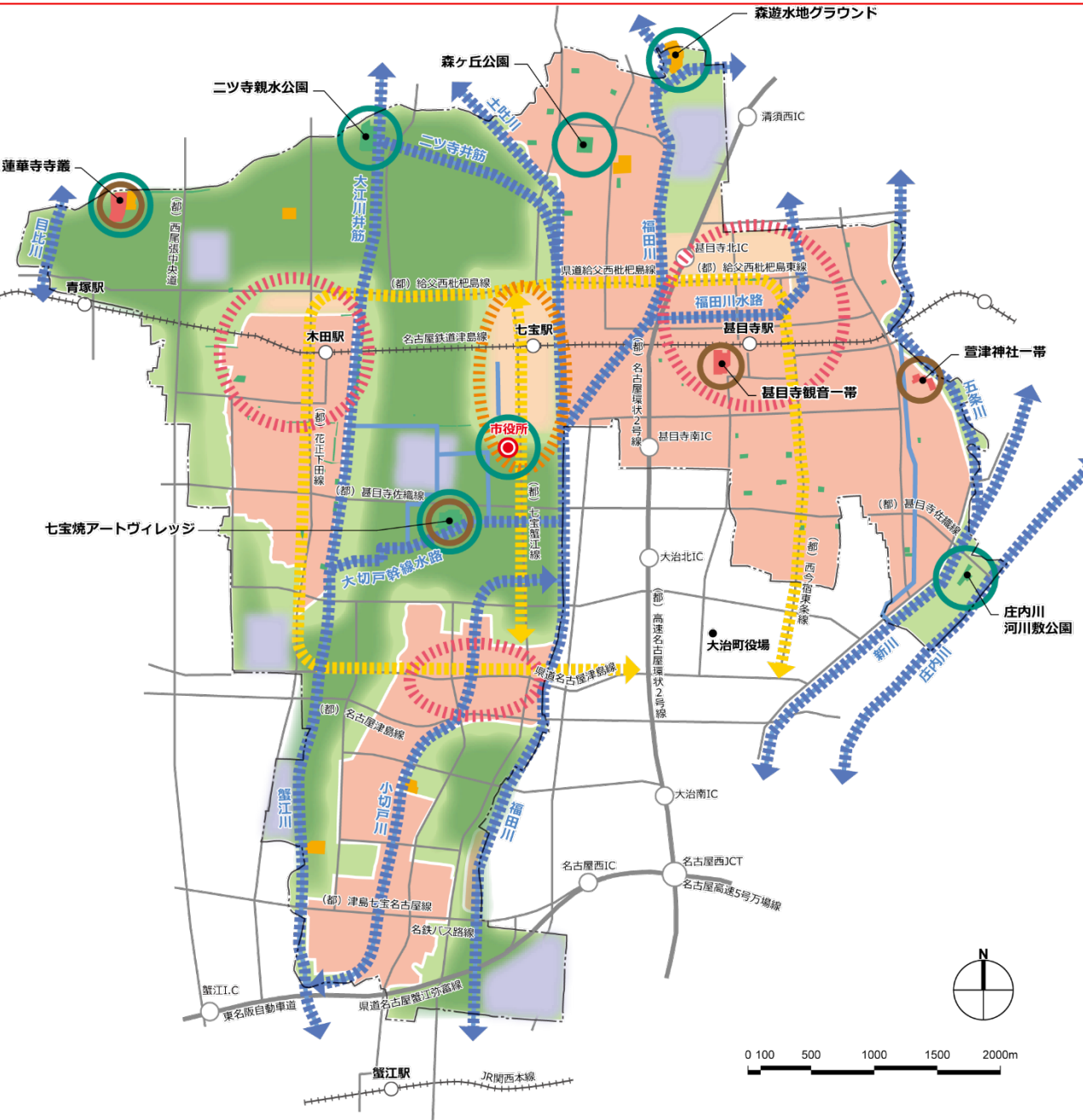
#### 【施策の方向性】

- 地域の景観資源の保全・活用
- 市民や事業者との連携・協働の推進
- 緑に関する情報発信と普及啓発

#### 【緑の構成要素】

|       |                                                                                                  |                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 緑のゾーン |  市街地ゾーン         | 住宅地としての良好な環境、商業地としての買い物に便利な環境、工業地としての働きやすい環境等を備えた日常生活・都市活動を支える地域                     |
|       |  市街化検討ゾーン       | 街なか居住拠点、防災・交流拠点、産業拠点周辺の、将来の市街化検討を行う地域<br>駅周辺という恵まれた環境を活かした居住環境の向上を図る地域（市役所及び七宝駅周辺のみ） |
|       |  農住・自然ゾーン       | 集落と農地・自然環境が共生し、良好な住環境や生産環境、景観等を支える地域                                                 |
|       |  既存工業地・産業誘導候補地 | 交通の利便性等を活かし、既存工業地の維持、及び工場や流通業務施設の新規集積の一体的な誘導を図りつつ、周囲に広がる農地等の自然と調和した緑化を推進する地域         |

## 3



## 4 緑の目標値

緑の基本方針を踏まえ、あま市の目指すべき緑の目標値を3つ設定します。これらの目標値の向上を図ることで緑の基本方針、将来像の実現を目指します。

### 目標値：緑の満足度（不満と感じる方の割合）

公園や緑地、街路樹等の身近な緑の充実や、水と緑のネットワークの形成等により、**策定時に実施した市民アンケート調査**の緑の満足度に関し、不満とを感じる回答者の割合の減少を目指します。

本改定では上記に係る調査を実施していないため、中間評価は行いませんが、参考として、公園・緑地の整備等の満足度の比較結果を下記に示します。令和2（2020）年は34.9%、令和8（2026）年は36.6%となっており、1.7%増加していることから、今ある公園の質的向上が求められます。

| 現状値<br>【令和2（2020）年】 | 計画改定時<br>【令和8（2026）年】 | 目標値<br>【令和14（2032）年】 |
|---------------------|-----------------------|----------------------|
| 25.3%               | —                     | 15%                  |

（参考）公園・緑地の整備等に関する満足度

| 計画策定時【令和2（2020）年】      | 最新値【令和8（2026）年】 |
|------------------------|-----------------|
| 34.9%（公園・緑地の整備及び緑化の推進） | 36.6%（公園・緑地の整備） |

### 目標値：緑地の割合

都市公園や寺社境内地等の緑（施設緑地）や、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域、愛知県自然環境保全地域等の緑（地域制緑地）の保全に努め、市域面積に対する緑の割合の現状維持を目指します。

令和8（2026）年の最新値は22.5%と、令和2（2020）年と比較して0.8%減少しており、目標の23%を概ね維持していますが、緑地がこれ以上減少しないような対策を講じることが求められます。

| 計画策定時<br>【令和2（2020）年】 | 計画改定時<br>【令和8（2026）年】 | 目標値<br>【令和14（2032）年】 |
|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 23.3%                 | 22.5%                 | 概ね23%<br>（現状維持）      |

### 目標値：市民一人あたり都市公園等面積

都市公園や公共施設緑地の整備、維持等により、市民一人あたりの都市公園等面積（都市公園面積＋公共施設緑地面積）の増加を目指します。

令和8（2026）年の最新値は8.03㎡/人、令和2（2020）年と比較して0.36㎡/人増加しており、目標値の約8.1㎡/人に向けて順調に推移しています。ただし、増加した要因は都市公園等の増加ではなく、人口減少であるため、今後は民間活力なども導入しながら緑地の増加を目指していくことが求められます。

| 計画策定時<br>【令和2（2020）年】 | 計画改定時<br>【令和8（2026）年】 | 目標値<br>【令和14（2032）年】 |
|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 7.67㎡/人               | 8.03㎡/人               | 約8.1㎡/人              |

## 5 緑の保全・創出・活用の方針

### （１）緑の保全の方針 ～緑の保全による生態系ネットワークの形成～

多くの河川・水路や社寺林等の点在する緑地、グリーンベルトを形成する農地等の緑を保全することで、人と自然が共生する生態系ネットワークの形成を目指します。

#### 「緑の保全による生態系ネットワークの形成」

- ① 骨格となる河川・拠点となる緑地の保全
- ② グリーンベルトを形成する農地の保全
- ③ 歴史と文化をささえる地域資源の保全

#### ① 骨格となる河川・拠点となる緑地の保全

庄内川や新川、五条川等の骨格となる河川や、自然環境保全地域である蓮華寺寺叢（じそう）等、**生物多様性の観点から**拠点となる緑地を保全します。

#### ② グリーンベルトを形成する農地の保全

本市の市街地を囲み、グリーンベルトを形成する農地は、田園風景をつくる景観形成機能、洪水時には遊水地となる防災機能、都市気象を緩和する環境保全機能等、多面的な機能を有していることから、本市の貴重な緑地として保全します。

#### ③ 歴史と文化をささえる地域資源の保全

本市の歴史・文化をささえる甚目寺観音や蓮華寺、萱津神社等の社寺林、旧街道の街並みや**七宝焼アートヴィレッジを拠点とする**七宝焼ゆかりの地域等は、地域のシンボルであり、都市の魅力を高める緑とオープンスペースとなっており、これらの地域資源を保全します。

### （２）緑の創出の方針 ～“都市の緑”創出による都市力の向上～

緑とオープンスペースが持つ多面的機能を発揮する『グリーンインフラ』として新たな“都市の緑”を創出することで、本市の都市力の向上を目指します。

#### 「“都市の緑”創出による都市力の向上」

- ① 防災・減災機能を強化する緑の創出
- ② 都市の魅力を高める緑の創出
- ③ 地域特性や市民ニーズに応じた緑の創出

#### ① 防災・減災機能を強化する緑の創出

災害時に広域避難場所として活用できる公園緑地の整備や、既設の公園緑地**における雨水貯留等の**防災・減災機能を強化する“緑とオープンスペース”を創出します。

#### ② 都市の魅力を高める緑の創出

**市役所や駅周辺等の**都市構造上、重要な場所においては、総合的な治水対策や賑わいづくり、**環境への負荷軽減等**、複数の地域課題を解決するグリーンインフラの**実装により**“都市の緑”を創出します。

#### ③ 地域特性や市民ニーズに応じた緑の創出

老朽化した既設公園の再整備や使われなくなった公園の再生等、地域の特性や多様な市民ニーズに対応した“身近な緑”を創出します。

### （３）緑の活用の方針 ～緑の活用による持続可能な都市づくり～

市民の暮らしの質を高め、地域の交流を促進し、これからの人口減少社会へ対応できるように緑を活用することで、本市の持続可能な都市づくりを目指します。

#### 「緑の活用による持続可能な都市づくり」

- ① 市民の暮らしの質を高める緑の活用
- ② 地域のコミュニティを醸成する緑の活用
- ③ 市民・事業者・行政の連携・協働による緑の活用

#### ① 市民の暮らしの質を高める緑の活用

地球温暖化対策や生態系保全等の環境学習や地域の歴史文化を学ぶ環境づくりを推進するなど、情報発信や普及啓発、市民参加の機会提供等に緑を活用します。

#### ② 地域のコミュニティを醸成する緑の活用

“地域の緑”に愛着を持ち、地域の伝統行事や地域文化を継承し、持続可能な地域コミュニティを醸成していくために、身近な公園緑地や広場等の緑を活用します。

#### ③ 市民・事業者・行政の連携・協働による緑の活用

公園の利便性向上を図る協議会の設置や、市民緑地認定制度の活用等、市民・事業者・行政の連携・協働により緑を活用します。

## 6 都市公園等の整備と管理の方針

### (1) 都市公園等の整備の方針 ～地域をいかす整備の方針～

#### ① 拠点となる公園緑地の整備

災害時の防災拠点や広域的な交流拠点等、本市の歴史・文化や地域の特性を活かした拠点となる公園緑地の整備に努めます。

#### ② 既設の公園緑地の再整備と再生

既設公園等の既存ストックを有効活用し、老朽化した施設等は再整備を行うとともに、**災害時に避難地として利活用できるなどの**市民ニーズに対応した公園再生（ハード・ソフト両面の整備）に取り組みます。

### (2) 都市公園等の管理の方針 ～人をいかす管理の方針～

#### ① 市民・事業者・行政の協働による、公園を使いこなす仕組みづくり

まちづくり等の地域活動団体と連携して、市民や事業者の方々が公園緑地の管理運営に関わる機会をつくり、市民・事業者・行政が協働しながら多様化する利活用ニーズに応えられ、公園を使いこなす仕組みを整えます。

#### ② 民間活力導入による公園緑地の管理運営

持続可能な公園緑地の管理運営を目指すため、**都市公園以外の公園緑地も含め**、公募設置管理制度（Park-PFI）等、様々な民間活力導入の手法を検討し、新しい公園経営の視点に立った公園緑地の管理運営手法の確立に努めます。

#### ③ 新たな価値創出や社会課題解決に向けた公園の管理運営

公園は豊かな生活を支えるグリーンインフラであり、中長期的な視点で計画的に保全・利活用に取り組むことが重要である。そのため、Well-being の向上に向けて公園が持つ多機能性を最大限に発揮でき、生態系ネットワークの向上にも資するよう、市民も含む多様な主体で公園の管理運営に取り組みます。